

内閣府 各府省からの第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例
8	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	生活保護の実施等の事務手続におけるマイナンバー制度での情報連携により、生活保護法第29条に基づく個別の文書照会を実施する必要がなくなり、また、速やかに回答を得ることができるようになるため、生活保護の決定・実施や微収金の徴収に係る事務手続において、労働者災害補償給付等の支給に関する情報を収集可能としていただきたい。	休業補償給付等の受給が疑われる場合において、生活保護法第29条に基づく個別の文書照会を実施する必要がなくなり、また、速やかに回答を得ることができるようになるため、生活保護の決定・実施や微収金の徴収に係る事務手続において、労働者災害補償給付等の支給に関する情報を収集可能としていただきたい。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号令」といいます。)第7号、別表第二の26行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の1の主旨令で定める命令第19号、生活保護法第29条	内閣府、総務省、厚生労働省	広島県	仙台市、所沢市、千葉市、大和市、新潟市、福井市、高崎市、群馬市、多治見市、浜松市、京都市、堺市、八尾市、神戸市、岡山市、高知県、熊本市、宮崎市	一	○労働者災害補償給付等の場合は申告がないと発見することができなく、受給者が疑しい場合は生活保護法第29条に基づく個別の文書照会によって確認するが、不正受給を見抜いている受給者がいる可能性がある。 【厚生労働省】 現在、休業補償給付等の請求時には申請者からマイナンバーの提供を求めていないところである。本連携を実施するに当たっては、以下の課題があるため、実施の可否も含め、慎重に検討する必要がある。 ・申請者に対して、一時的に受給する定期給付(休業補償給付等)についてもマイナンバーの提供を求め、本人確認書類の部提出を義務付けること。 ・一方で、生活保護法による情報連携により、生活保護の決定・実施等の事務手続における定期給付(休業補償給付等)の支給に係る情報を収集するため、実施の可否も含め、慎重に検討する必要がある。 ・一方で、生活保護法に基づく支払証明の提出件数(労災保険の定期給付を含む照会に限る)は年間84件(平成29年度)と少なく、十分な対応が見込まれない懸念があること。	[内閣府・総務省] まず、厚生労働省において、生活保護の決定・実施等に関する事務における労働者災害補償給付等のマイナンバーによる情報連携の必要性や当該事務の効率性などについて検討する必要があり、その上で必要があれば、情報連携に向けた所要の根拠法を検討する。 【厚生労働省】 現在、休業補償給付等の請求時には申請者からマイナンバーの提供を求めていないところである。本連携を実施するに当たっては、以下の課題があるため、実施の可否も含め、慎重に検討する必要がある。 ・申請者に対して、一時的に受給する定期給付(休業補償給付等)についてもマイナンバーの提供を求め、本人確認書類の部提出を義務付けること。 ・一方で、生活保護法による情報連携により、生活保護の決定・実施等の事務手続における定期給付(休業補償給付等)の支給に係る情報を収集するため、実施の可否も含め、慎重に検討する必要がある。 ・一方で、生活保護法に基づく支払証明の提出件数(労災保険の定期給付を含む照会に限る)は年間84件(平成29年度)と少なく、十分な対応が見込まれない懸念があること。	

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
8	マイナンバーカードの目的は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律では、①行政の効率化、②国民の利便性の向上、③公平・公正な社会の実現とされており、本件である。休業補償給付ははじめとする各種労災給付の受給情報の照会及び照会結果の提出が実現されることにより、休業補償給付による各種労災給付の受給情報を行政の効率化が実現されること、また、受給情報を収集可能となること、生活保護が可能となり、公平・公正な社会の実現に寄与することから、マイナンバー制度の意義に適った内容であると考えている。	-	【千葉市】 ○マイナンバーのメリットは、①行政手続を効率化し、人や財源を行政サービスの向上のために振り向かれる。②行政手続における利便性を向上する。③、きめ細やかな社会保障制度を構築する。公平・公正な社会を実現することであるとしている。	-	【全国知事会】 ○マイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で行政分野や民間における利用が年間に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報の開示に対する公的機関の権限を明確化するなどして対応していくこと。 【全国市長会】 ○提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。	【生活保護の実施等の事務手続におけるマイナンバーの情報連携項目の追加】 ○内閣府(番号制度担当室)及び厚生労働省においては、厚生労働省社会・接觸局より提案団体が生活保護費支給申請書等の提出時に、生年月日等の申請情報を提出時に、(2)労働者登録のための理由として正当事由防止対策を講じることなく、適正な生活保護の決定・実施や賃収金の徴収に係る業務を効率的に行えるようにするために、実現に寄与したことから、マイナンバー制度の意義に適った内容であると考えている。	各府省からの第2次回答

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答		
	見解	補足資料	見解	補足資料					
20	<p>番号利用法第15条及び第19条の規定について重々承知しているところであります。通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領2-(1)-イー(エ)-bに於ては、返戻された通知カード等の交付時に本人の住所と連絡先を記載したせば代理人でも受け取ることが可能となっています。</p> <p>成りすまし等により本人の知らないところで個人番号が取得される恐れがあるとの理由は、通知カードへの受け取りに際しても同様ではないどころか、個人番号が取得される恐れがあるとの理由は、通知カードへの受け取りに際しても同様ではないところです。</p> <p>個人番号記載の住民票が、通知カード及び個人番号カードの代替措置として位置づけられているのであれば、同様の取り扱いすべしであるし、できないのであればその理由を明確に説明していただきたい。個人番号記載の住民票が、通知カード及び個人番号カードの代替措置として位置づけられており、法定代理人と任意代理人で取り扱いを分けることが困難ということであれば、必要最小限の範囲ということを考慮し、民法860条の2、同条の3で規定されている後見人に対する直接交付することを検討していただきたい。</p>	-	<p>【伊丹市】</p> <p>番号利用法第15条及び第19条の規定について重々承知しているところであります。通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領2-(1)-イー(エ)-bによれば、返戻された通知カード等の交付時に本人の住所と連絡先を記載したせば代理人でも受け取ることが可能となっています。</p> <p>成りすまし等により本人の知らないところで個人番号が取得される恐れがあるとの理由は、通知カードへの受け取りに際しても同様ではないところです。</p> <p>個人番号記載の住民票が、通知カード及び個人番号カードの代替措置として位置づけられているのであれば、同様の取り扱いすべしであるし、できないのであればその理由を明確に説明していただきたい。個人番号記載の住民票が、通知カード及び個人番号カードの代替措置として位置づけられており、法定代理人と任意代理人で取り扱いを分けることが困難ということであれば、必要最小限の範囲ということを考慮し、民法860条の2、同条の3で規定されている後見人に対する直接交付することを検討していただきたい。</p>	-	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【個人番号記載の住民票の取扱い】</p> <p>○ 内閣府(番号制度担当室)において、マイナンバー入り住民票が通知カードに代替するものとして検討されている件数での実現時期を整理していただきたい。</p> <p>○ 現在、マイナンバー入り住民票の使用実態を踏まえつつ、マイナンバー入り住民票が通知カードに代替するものであり、極めて定期的に届けられないなどなどを、地方公共団体が通知市民に周知するよう検討していただきたい。</p> <p>【住民基本台帳事務の住民票の等の交付に係る請求者の認定の明確化】</p> <p>○ 資料請求者に基づいて、本人のマイナンバーの記入を廃止していただきたい。</p> <p>○ 申請者において、自身世帯である後見人の法定代理人が、住民基本台帳法第12条第5項第3項の規定により個人番号を記載する場合、個人番号記載の住民票の等に係る取扱いが大きく、そのような場合は、本人に直接交付することが適切であると考える。そのため、法定代理人の場合は直接交付することができると考える。その一方で、ご回答にある通り、任意代理人の場合には成りませぬによる個人番号記載のリスクが想定されるため、これにて通り本人・郵便局等により送付する点のままで問題ないと考える。</p> <p>また、法定代理人と任意代理人で取扱いを分ける事で市町村における代理権の審査が煩雑になると想定されるのであるが、それも個人番号の記載によって代理権の認定が容易となるのである。法定代理人と任意代理人で取扱いを分ける事で市町村における代理権の審査が煩雑となるとの回答は、誤解あるまい。</p> <p>しかし、前回示された成年後見人への郵便等での送付では、本人による紛失の危険性が増し、再度交付申請が必要となるなど、回答の主旨に反する結果となり得るリスクが高いものと考える。</p> <p>また、「法定代理人の場合には直接交付し、任意代理人の場合には郵便等により交付するよう取扱いを分けたのは、市町村における代理権の審査が煩雑になり、困難である。」との回答につきましては、各記事項認証書と連絡免許證等法定代理人・成年後見人の本人確認資料とすることで、代理権は容易に確認できるため、審査の煩雑化にはつながらないと考える。</p> <p>【筑後市】</p> <p>法定代理人・親権者・後見人にについて、成年後見人に個人番号記載の住民票を直接交付できるよう改めての実現をめざさるのではなく、「個人番号が記載された書類の提供については、必要最小限の範囲で実現することができるまで、「成年後見人への直接交付ではなく、本人(成年後見人)に郵便等で送付すること」としています。</p> <p>しかし、前回示された成年後見人への郵便等での送付では、本人による紛失の危険性が増し、再度交付申請が必要となるなど、回答の主旨に反する結果となり得るリスクが高いものではない。</p> <p>【柏原市】</p> <p>法定代理人や任意代理人に該当するかの審査は、マイナンバー入りの住民票交付に係らず行つている裏面であり、提案どおりの運用は可能だと思います。</p> <p>【江戸川区】</p> <p>「法定代理人の場合には直接交付し、任意代理人の場合には郵便等により送付するよう取扱いを分けたのは、市町村における代理権の審査が煩雑になり、困難である。」との見解について、市区町村窓口においては、通常の住所異動届出及び各種証明書発行業務において、任意代理人及び法定代理人が申請する場合、窓口にて申請を行っているのが現状で実施している。このため、「代理権の審査が煩雑になり、困難であるとの理由は過当ではない。また、「通知カード及び個人番号カードの交付に関する事務処理要領」では、市区町村に返戻された通知カードを交付するにあたり、法定代理人への直接交付を認めている(第2-2-(1)-イー(エ)-b)。個人番号記載の住民票の交付においても、同様に法定代理人への直接交付を認めると考えます。</p> <p>【山形市】</p> <p>任意代理人と法定代理人では住民票の写し請求時の疎明資料が異なるため、取り扱いを分けることは可能と考える。</p>	-	<p>【個人番号記載の住民票の取扱い】</p> <p>○ 内閣府(番号制度担当室)において、マイナンバー入り住民票が通知カードに代替するものとして検討されている件数での実現時期を整理していただきたい。</p> <p>○ 申請者において、自身世帯である後見人の法定代理人が、住民基本台帳法第12条第5項第3項の規定により個人番号を記載する場合、個人番号記載の住民票の等に係る取扱いが大きく、そのような場合は、本人に直接交付することが適切であると考える。そのため、法定代理人の場合は直接交付することができると考える。その一方で、ご回答にある通り、任意代理人の場合には成りませぬによる個人番号記載のリスクが想定されるため、これにて通り本人・郵便局等により送付する点のままで問題ないと考える。</p> <p>また、法定代理人と任意代理人で取扱いを分ける事で市町村における代理権の審査が煩雑となるとの回答は、誤解あるまい。</p> <p>しかし、前回示された成年後見人への郵便等での送付では、本人による紛失の危険性が増し、再度交付申請が必要となるなど、回答の主旨に反する結果となり得るリスクが高いものではない。</p> <p>【平塚市】</p> <p>本提案は、特に成年後見人にについて、成年後見人に個人番号記載の住民票を直接交付できるよう改めての実現をめざさるのではなく、「個人番号が記載された書類の提供については、必要最小限の範囲で実現することができるまで、「成年後見人への直接交付ではなく、死亡者のマイナンバーが記入された書類を交付する」として表示されないようすべきではないか。</p> <p>○ 内閣府(番号制度担当室)において、死亡者のマイナンバーを記入していただきたい。</p> <p>【マイナンバー入り住民票の取扱い方針の適正化】</p> <p>○ 内閣府(番号制度担当室)において、死亡者のマイナンバーを使用することについて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の建前旨に合致しているのか整理していただきたい。</p> <p>○ 内閣府(番号制度担当室)及び各都道府県において、保険金を支払際にマイナンバーの記入を求められた結果、それが死んでしまった人が死んでしまったときに保険金を確定できずマイナンバーが記入でない場合はどう扱われるのでしょうか。それを周知していただきたい。</p> <p>○ 内閣府(番号制度担当室)において、死亡者のマイナンバーを使用することについて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の建前旨に合致しているのか整理していただきたい。</p> <p>○ 内閣府(番号制度担当室)及び各都道府県において、同一住所地の申請者以外の世帯に係る世帯情報を収集する際には、どの程度の頻度で申請者を登録するかを明確化していただきたい。</p> <p>○ 内閣府(番号制度担当室)及び各都道府県において、同一住所地の申請者以外の世帯に係る世帯情報を収集する際には、どの程度の頻度で申請者を登録するかを明確化していただきたい。</p> <p>○ 内閣府(番号制度担当室)及び各都道府県において、同一住所地の申請者以外の世帯に係る世帯情報を収集する際には、どの程度の頻度で申請者を登録するかを明確化していただきたい。</p> <p>【マイナンバー入り住民票情報の取扱い】</p> <p>○ 内閣府(番号制度担当室)において、同一住所地に複数の世帯がある場合、住民基本台帳ネットワークシステムと情報提供ネットワークシステムの仕組みから生じる、同一住所地の申請者以外の世帯に係る世帯情報を情報連携について、申請者以外の世帯についてマイナーポータル上の情報連携の範囲として表示されないようすべきではないか。</p> <p>○ 応募者において、住民基本台帳ネットワークと情報提供ネットワークの連携において世帯情報を収集する際には、どの程度の頻度で申請者を登録するかを明確化していただきたい。</p> <p>○ 内閣府(番号制度担当室)及び各都道府県において、同一住所地の申請者以外の世帯に係る世帯情報を情報連携がマイナーポータル上の情報連携の範囲として表示されないようにするために、マイナーポータルの改善の費用対効果と住民基本台帳ネットワークシステムの改善の費用対効果とを比較するなど検討を行い、最適なシステムに改善すべきではないか。</p>	-	<p>マイナンバー入り住民票の取扱いについては、特定個人情報の提供の求めの制限や提供の限界の規定が設けられていることを考慮した上で、代理人に直接交付することについても検討したい。</p> <p>なお、マイナンバー入り住民票の使用件数を調査することは、官民で幅広くマイナンバーを提供するケースがあることから、困難である。</p>

内閣府 各府省からの第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等))	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答		
	区分	分野								団体名	支障事例			
31	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバーカードにおける番号制の取扱い	「地方公共団体における番号制の取扱い」平成25年8月監修版作成(以下「ガイドライン」)により、マイナンバーカードを用いた情報連携によって得られる情報の対象外となっており、このうち、個人情報を保護するための法律上整理解消しについて、申請者との同一住所検索を実施したうえで、関係法の改正等所要の措置を取ること。	行政事務の適正化、個人情報保護の観点から、適切な運用が可能となり、申請時に住民票を省略することができる。	【ガイドラインに示されるる事務フロー】 1.地方公共団体における番号制の取扱い 2.個人情報を保護するための法律上整理解消し 3.同一住所検索 4.照会結果の世帯コードで、同一世帯を特定するため、新たな仕組み・プロセスを構築すること。(システム面の改修を含む。)	住民基本台帳法、社会保険・税番号制度に関する情報連携	内閣府、個人情報保護委員会、総務省	千葉県、神奈川県	一	吉小牧市、水戸市、ひたちなか市、八王子市、川口市、豊島区、愛知県、春日井市、大阪府、伊丹市、島取郡、福岡県、芦屋町、大村市	○具体的な支障事例にあらかじめ、申請者の世帯構成を調べたため住基ネットを使用した場合でなく、全業務に範囲のない人についても情報照会したとすると、当該全業務に適用しない他の個人情報の照会が発生する。そこで、個人情報を保護する方法として、①「住基ネット」を活用して同一住所の者を検索する方法と、②「住基ネット」を活用して同一住所の者を抽出するなど、情報提供ネットワークシステムを通じて情報連携により同一世帯である可能性のある者を抽出し、③その後、これらの者について情報提供ネットワークシステムを通じて情報連携により同一世帯である可能性のある者を抽出し、不要な情報照会をなくすとともに、マイナンバーカード制度自体の精度向上させる必要があると考える。 ○申請を受けてから照会をかけるまでに多くの手間と時間がかかり、マイナンバーカード制度の目的である行政事務の効率化に影響を与えることにつけては、新たに仕組み・プロセスを構築することで、手間と時間を削減することができる。 ※個人情報の過剰利用のそれゆえ、個人情報保護法違反の可能性も回避できる。 ○マイナンバー制度の運営において、個人情報を保護するため、現状、マイナンバーを用いて申請する各種手続きにおいて、住民票の添付を義務でていない。 ・申請者と関係のない個人の個人情報を検索し、利用してしまおう可能性があるほか、照会結果はマイナーポータルに照会として残るために、申請者がどのような行政手続きを行ったか、購入が推測し得る状況となってしまう可能性がある。 ・申請事例では、以下の問題があるため、現状、マイナンバーを用いて申請する各種手続きにおいて、住民票の添付を義務でない。 ・申請者と関係のない個人の個人情報を検索し、利用することは、県個人情報保護条例上制限されている、個人情報の過剰利用となることがある。 ・申請者の行政手続の状況を第三者が推測し得る状況となることは、行政機関個人情報保護法違反となる可能性がある。	【内閣府】 まずは住民票関係情報を所管する総務省において検討いただいたものと考えている。 【内閣府・情報処理委員会・総務省】 ①「住基ネット」を用いて同一住所の者を検索する方法として、「①「住基ネット」を活用して同一住所の者を検索する方法と、②「住基ネット」を用いて同一住所の者を抽出するなど、情報提供ネットワークシステムを通じて情報連携により同一世帯である可能性のある者を抽出し、③その後、これらの者について情報提供ネットワークシステムを通じて情報連携により同一世帯である可能性のある者を抽出し、不要な情報照会をなくすことによる方法を示している。これを法制上整理すると以下のとおりであり、関係法令の改正等は必要ないもの。 ①住基ネットを活用して同一住所を検索することについて マイナンバー法第14条第2項においては、個人番号利用事業者は「個人番号利用事業を処理するために必要があるときは、住基ネットを用いて同一住所を検索する方法、住民の利便性向上が図られない場合は、同一住所の者を検索する方法のどちらか一方を選択する」と規定されています。 ②住基ネットで抽出された同一住所の者を情報照会することについて マイナンバー法第19条第7号においては、情報照会者は「別表第二の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な・特定個人情報の提供を求める」とされており、請求書に記載されている者のほか、同一世帯者が存在しないことを確認するため、同一世帯者である個人の個人情報をも取り扱うことにより、申請者の個人情報をも取り扱うことにより、申請者の個人情報をも取り扱うこととなるため、特定個人情報の取扱い上、問題があると考えるところ、具体的にどのような手続きにおいて、世帯構成に開示するなどの情報を確認する必要があるのか、地方公共団体等に対し、確認することを考えている。 ③住基ネットで抽出された同一住所の者を情報照会することについて マイナンバー法第19条第7号においては、情報照会者は「別表第二の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な・特定個人情報の提供を求める」とされており、請求書に記載されている者のほか、同一世帯者が存在しないことを確認するため、同一世帯者である個人の個人情報をも取り扱うことにより、申請者の個人情報をも取り扱うことにより、申請者の個人情報をも取り扱うことにより、申請者の個人情報をも取り扱うこととなるため、特定個人情報の取扱い上、問題があると考えるところ、具体的にどのような手続きにおいて、世帯構成に開示するなどの情報を確認する必要があるのか、地方公共団体等に対し、確認することを考えている。	○吉小牧市、水戸市、ひたちなか市、八王子市、川口市、豊島区、愛知県、春日井市、大阪府、伊丹市、島取郡、福岡県、芦屋町、大村市

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答		
	見解	補足資料	見解	補足資料					
31	<p>ガイドラインに示された手法では、例えばシェアハウスに居住する者が難病の特定医療費の認定申請を行った場合、世帯情報を確認するため、①住基ネットでの同一住所検索により同一住所者を抽出する、②同一住所者の同意を得て情報提供者へ住民票開示情報を照会、③回収結果の世帯情報を削除して同一住所者として登録するなどである。</p> <p>そのため、情報提供者の同意を得るために、住基ネット及び情報提供ネットワークによる情報開示の両方の処理が必要となることは、業務処理を行う上で非常に煩雑であり、業務の効率化に影響を与えることとなる。</p> <p>そのため、申請者本人だけでなく、同じシェアハウスに居住する者も、自身が申請していない難病の特定医療費の認定申請の手続で自身の情報が照会されることを知ることとなる。</p> <p>その情報から、同じシェアハウス内の誰が難病の特定医療費の認定申請をしたかを推測することは可能であり、こういった機微な情報まで推測しうることは、申請者本人に多大な不利益を及ぼす可能性がある。</p> <p>また、ガイドラインに示された手法が、マイナンバー制度による現行法令の個々の規定で見れば問題ないのだとしても、以上とおり個人情報保護上の問題があると考えられ、有識者からも同様のご指摘があつたところである。</p> <p>他団体から示された支障事例においても、ガイドラインに示された手法は上記①から③のような、他の情報を照会する場合には必要な作業まで行われるものであり、業務の効率化を阻害するものもある。</p> <p>申請者本人に不利益を及ぼさず、かつマイナンバー制度の本旨である行政事務の効率化に資する新たな情報の取得方法を検討していただきたい。</p>	-	<p>【鳥取県】</p> <p>同一世帯でないものに係る本人確認情報又はマイナンバーの提供及び情報提供ネットワークシステムによる世帯情報を確認する際、同一住所者を抽出して情報提供者へ住民票開示情報を照会、③回収結果の世帯情報を削除して同一住所者として登録するなどである。</p> <p>そのため、情報提供者の同意を得るために、住基ネット及び情報提供ネットワークによる情報開示の両方の処理が必要となることは、業務処理を行う上で非常に煩雑であり、業務の効率化に影響を与えることとなる。</p> <p>その情報から、同じシェアハウス内の誰が難病の特定医療費の認定申請をしたかを推測することは可能であり、こういった機微な情報まで推測しうることは、申請者本人に多大な不利益を及ぼす可能性がある。</p> <p>また、ガイドラインに示された手法が、マイナンバー制度による現行法令の個々の規定で見れば問題ないのだとしても、以上とおり個人情報保護上の問題があると考えられ、有識者からも同様のご指摘があつたところである。</p> <p>他団体から示された支障事例においても、ガイドラインに示された手法は上記①から③のような、他の情報を照会する場合には必要な作業まで行われるものであり、業務の効率化を阻害するものもある。</p> <p>申請者本人に不利益を及ぼさず、かつマイナンバー制度の本旨である行政事務の効率化に資する新たな情報の取得方法を検討していただきたい。</p>	-	<p>【全国知事会】</p> <p>マイナンバー制度には、プライバシー保護の観点から懸念が示されていることから、情報漏洩や不正利用に対する国民の不安を払拭できるよう、引き続き、制度の安全性や信頼性を、国民に丁寧かつ分かりやすく説明する等により、信頼される社会基盤として制度を維持、確立すること。</p> <p>なお、将来の紙による住民票の登載情報を得るために、住基ネット及び情報提供ネットワークによる情報開示の両方の処理が必要となることは、業務処理を行う上で非常に煩雑であり、業務の効率化にも影響がないことから、早急に地方公共団体等に内容を確認し、住民票情報を得られる簡便な仕組みを構築して欲しい。</p>	<p>【個人番号記載の住民票の取扱い】</p> <p>同一世帯でないものに係る本人確認情報又はマイナンバーの提供及び情報提供ネットワークシステムによる世帯情報を確認する際、同一住所者を抽出して情報提供者へ住民票開示情報を照会、③回収結果の世帯情報を削除して同一住所者として登録するなどである。</p> <p>そのため、情報提供者の同意を得るために、住基ネット及び情報提供ネットワークによる情報開示の両方の処理が必要となることは、業務処理を行う上で非常に煩雑であり、業務の効率化に影響を与えることとなる。</p> <p>その情報から、同じシェアハウス内の誰が難病の特定医療費の認定申請をしたかを推測することは可能であり、こういった機微な情報まで推測しうることは、申請者本人に多大な不利益を及ぼす可能性がある。</p> <p>また、ガイドラインに示された手法が、マイナンバー制度による現行法令の個々の規定で見れば問題ないのだとしても、以上とおり個人情報保護上の問題があると考えられ、有識者からも同様のご指摘があつたところである。</p> <p>他団体から示された支障事例においても、ガイドラインに示された手法は上記①から③のような、他の情報を照会する場合には必要な作業まで行われるものであり、業務の効率化を阻害するものもある。</p> <p>申請者本人に不利益を及ぼさず、かつマイナンバー制度の本旨である行政事務の効率化に資する新たな情報の取得方法を検討していただきたい。</p>	<p>【個人番号記載の住民票の取扱い】</p> <p>マイナンバー制度には、マイナンバー制度の創設に当たり、行政機関等によるマイナンバーの恣意的な利用を防止する観点から設けられているものであり、行政機関等が登録する住民票の登載情報を確認した事業がある以上、これを表示せれない限り、個人番号記載の住民票の登載情報を確認するため同一住所地検索を行わなければならない。そのため、個人番号記載の住民票の登載情報を確認するため同一住所地検索を行わなければならない理由を確認した上で、法定調書における死亡者のマイナンバーの記入を廃止していただきたい。</p> <p>○ 認証者において、自身世帯である死亡者の法定代理人か、住民基本台帳法第12条第5項特例規定による法定代理人であるマイナンバーが記載された住民票の写しに係る取扱いを周知し、地方公共団体職員の対応が円滑になるようお願いしていただきたい。</p> <p>○ 内閣府(番号制度担当室)において、死亡者のマイナンバーを使用するに付ける法律の趣旨に合致しているのか整理していただきたい。</p> <p>○ 内閣府(番号制度担当室)及び金融庁において、保険会社が保険金を支払う際にマイナンバーの記入を承認する場合にかかる死後保険料の支払いの届出を確実にマイナンバーが記入できなくとも受け取れることを明確化していただきたい。</p> <p>【マイナンバー制度における住民票情報の取扱い方針の適正化】</p> <p>○ 内閣府(番号制度担当室)において、同一住所地に複数の世帯がある場合、住民基本台帳ネットワークシステムと情報提供ネットワークシステムの仕組みから生じる、同一住所地の申請者以外の世帯に係る世帯情報を情報連携について、申請者以外の世帯についてはマイナーポータル上の情報連携の點として表示されないよう措すべきではないか。</p> <p>○ 認証者において、住民基本台帳ネットワークと情報提供ネットワークの連携において世帯情報を確認する際、申請者以外の世帯情報をアクセスせよと、直接別の世帯情報を収集することができるとより措置すべきではないか。</p> <p>○ 内閣府(番号制度担当室)及び認証省において、同一住所地の申請者以外の世帯に係る世帯情報を情報連携がマイナーポータル上の情報連携の履歴として表示されないようにするために、マイナーポータルの改善の費用対効果と住民基本台帳ネットワークシステムの改善の費用対効果とを比較するなど検討を行い、最適なシステムに改善すべきではないか。</p>	<p>マイナーポータルにおける情報連携の記録の確認は、マイナンバー制度の創設に当たり、行政機関等によるマイナンバーの恣意的な利用を防止する観点から設けられているものであり、行政機関等が登録する住民票の登載情報を確認した事業がある以上、これを表示せれない限り、個人番号記載の住民票の登載情報を確認するため同一住所地検索を行わなければならない。そのため、個人番号記載の住民票の登載情報を確認するため同一住所地検索を行わなければならない理由を確認した上で、法定調書における死亡者のマイナンバーの記入を廃止していただきたい。</p> <p>○ 認証者において、自身世帯である死亡者の法定代理人か、住民基本台帳法第12条第5項特例規定による法定代理人であるマイナンバーが記載された住民票の写しに係る取扱いを周知し、地方公共団体職員の対応が円滑になるようお願いしていただきたい。</p> <p>○ 内閣府(番号制度担当室)において、死亡者のマイナンバーを使用するに付ける法律の趣旨に合致しているのか整理していただきたい。</p> <p>○ 内閣府(番号制度担当室)及び金融庁において、保険会社が保険金を支払う際にマイナンバーの記入を承認する場合にかかる死後保険料の支払いの届出を確実にマイナンバーが記入できなくとも受け取れることを明確化していただきたい。</p> <p>【マイナンバー制度における住民票情報の取扱い方針の適正化】</p> <p>○ 内閣府(番号制度担当室)において、同一住所地に複数の世帯がある場合、住民基本台帳ネットワークシステムと情報提供ネットワークシステムの仕組みから生じる、同一住所地の申請者以外の世帯に係る世帯情報を情報連携について、申請者以外の世帯についてはマイナーポータル上の情報連携の点として表示されないよう措すべきではないか。</p> <p>○ 認証者において、住民基本台帳ネットワークと情報提供ネットワークの連携において世帯情報を確認する際、申請者以外の世帯情報をアクセスせよと、直接別の世帯情報を収集することができるとより措置すべきではないか。</p> <p>○ 内閣府(番号制度担当室)及び認証省において、同一住所地の申請者以外の世帯に係る世帯情報を情報連携がマイナーポータル上の情報連携の履歴として表示されないようにするために、マイナーポータルの改善の費用対効果と住民基本台帳ネットワークシステムの改善の費用対効果とを比較するなど検討を行い、最適なシステムに改善すべきではないか。</p>	

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
33	当提案に対しては、全国の多くの地方自治体から同様の提案がなされていることからも、この問題は待機児童の解消及び認定ごとに該への移行に大きな影響を与えるものと考える。加えて保育業界及び事業者等からも経過措置の延長を求める声が強く(出されており)、保育費現地調査に「既成の問題であります。内閣府子ども子育て支援会議の資料及び議事録から、経過措置を延長しなければ保育費不足から認定ごとの円滑な運営を阻害することや待機児童を増加させてしまう懸念などから、多くの委員が経過措置の延長を求めており、もこのまま経過措置を延長しなければ多大な支障が発生することは明白である。 5年の見直しに係るスケジュールにおいて、秋頃から年明け頃に適宜会議を開催するとあるが、この柔軟な見直しは、子ども子育て会議に開かれる最も重要な要素であり、早急に方針決定し、実施する所を公にするべきである。 どちらか一方の資格保有者が約1割いることその人数自体は増えているという実態からも、資格取得に対する支援措置の継続は認定ごとにも開へへの移行に最も重要な要素であることから、経過措置の延長に加えて資格取得の特例についてもぜひ延長を行っていただきたい。	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見が反映されるよう積極的に検討していただけたい。	○「今後、引き続き、子ども・子育て会議において議論を行い、その方向性を定める」という1次答だつたが、保育教諭等の資格要件に係る経過措置の延長については、地方自治体だけでなく、多くの教育・保育業界団体から延長を望む声が上げられており、子育て会議においても、多くの教育・保育業界団体から延長を望む声が上げられており、各委員を代表して、子ども・子育て会議の現場及び行政において多大な支障が発生することを踏まれば、当然措置すべきではない。 ○、今後の議論のスケジュールを示すとともに、早期に経過措置を延長する旨を示すべきではなかいか。	次回の子ども・子育て会議において、現状等を踏まながら、「幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格の特例」について見直しの方向性について議論を行う予定である。
38	本市が以前から提案していた事前協議について、今般措置されたことについて、感謝を申し上げる。 企業主導型保育事業の開設に当たり地域枠を設定する場合には、企業から地方公共団体に事前協議を行うことが申請要件となつたが、この協議について、国からの指針(ガイドライン)が示されることはなく、各市町村が各自の状況に応じて独自に取り組む状況である。そのため、自治体により事前協議の内容が異なる実情がある。また、本市としてもこれまで具体的な自身について助言できるのか、扶持金額しながら対応しているところである。 事前協議のルールにより、地域における保育の需要と共有のバランスが整うことが望ましい姿であるため、その観点において、国において自治体が助言すべき内容の具体的な指針を示していただくとともに、自治体の助言内容が児童育成援助会における企業主導型保育事業の助成決定の審査に反映されるなど、実効性のある仕組みの創設に向けて、引き続き、検討いたくよ、お願いする。	-	【山口県】 平成30年度より地方公共団体に相談に行くこととされたところであるが、制度上、市町は企業主導型の創設に開かれていないため、供給過剰となる地域が生じる見込みである。「地域枠」の設置の可否に開かれる形での事前協議ができるようにすべきである。	-	【全国知事会】 所管府省からの回答が「既に措置済み」となっているが、根拠を明らかにして十分な周知を行うべきである。 【全国市長会】 周知を徹底すること。	第1次回答の通り、平成30年度の募集においては、地域枠を設定する予定の事業者は、当該地域の保育ニーズを踏まえた設定とする観点から、地方公共団体に相談に行くこととしており、これをお請け要件としている。従って、本提案内容については既に措置済みである。 なお、地方公共団体への相談を申請要件とするごとにについては、平成30年5月15日付け事務連絡「企業主導型保育施設の設置に係る企業等からの相談について」により、各地方公共団体宛て周知を図ったところ。	

内閣府 各府省からの第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
50	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	子ども・子育て支援交付金の返還金処理の円滑な事務の執行	市町村は、子ども・子育て支援交付金の返還金処理が確定し、超過交付が生じた場合は返還金の事務手続について、交付を受ける年度と翌年度にまたがる事務手続を重複して実施する場合があること、又は返還金を補正予算に計上している、補正を行って改めて年次予算に計上するか、予算の費用で対応している。補正の場合は請求が遅延するところであるが、その後の國からの交付額の確定通知が遅延するところであるが、その後の國からの交付額の返還金処理を年次予算の後半に実行している。	○実績報告に基づき交付額が確定し、超過交付が生じた場合は返還金の事務手続にかかる事務手続の簡素化が見込まれ、職員の負担を軽減することが期待される。	子ども・子育て支援交付金交付要綱	内閣府	所沢市	資料2.子ども・子育て支援交付金の返還金処理の円滑な事務の執行:国と県のスケジュール.pdf	盛岡市、福島市、川越市、山梨県、豊橋市、一宮市、富士宮市、八尾市、富田林市、玉野市、高松市、大村市、沖縄県	○返還金処理の事務手続簡素化のためを要とする。	○年次返還金に係る交付確定通知が年次返還金(おおよそ翌年度末)、その返還金金額を年次予算に計上するか、予算の費用で対応している。補正の場合は請求が遅延するところであるが、その後の國からの交付額の返還金処理を年次予算の後半に実行する手続が遅延するため、事務手続の負担となつている。	子ども・子育て支援交付金の事業実績報告書の不備により審査に時間がかかるが、今後は交付金を早期に確定し、返還処理を行えるように努めまいりたい。
54	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	以下の理由により、小規模保育事業等の連携施設の確保が進んでいない。 ・いずれの施設も保護者に苦慮する中にあって、代替保育を提供するために、①小規模保育事業者等が保育士等を十分に確保していると認められるなどして、他の施設を新たに設立していく場合には、施設を新たに設立するまでの間は、施設を運営する運営責任者がいること等を要しないことを認める。②第3類認可申請における運営責任者としての経験と知識等を有する者を運営責任者の運営責任者としないことを認める。市が一定の基準に基づき運営支援等を行うことにより、運営支援等を行っている場合は、施設を運営する運営責任者の運営責任者としないことを認める。運営支援等を行っている場合は、施設を運営する運営責任者の運営責任者としないことを認める。運営支援等を行っている場合は、施設を運営する運営責任者の運営責任者としないことを認める。	連携施設の確保が進み、事業者の参入や保護者による利用が促進されることで、待機児童の解消に寄与する。	家庭的保育事業等の設営及び運営に関する基準(平成26年4月30日厚生労働省令第61号)第6条	内閣府、厚生労働省	さいたま市	【参考】家庭的保育事業、さいたま市認可施設要綱	仙台市、須賀川市、石岡市、新座市、山県市、豊田市、草津市、大阪市、倉敷市、沖縄県	○現在も小規模保育施設の連携施設の確保が進んでおり、今後も連携施設の確保が困難となると予想されることがから、一定の負担が発生することから、保護者の負担が増加するため、運営者に連携施設の運営を認めてもらう必要があります。	○保育の受け皿確保に当たっては、一定の負担が発生するところから、認可保育所を中心に整備していくことが必要と考えております。	○保育の受け皿確保に当たっては、一定の負担が発生するところから、認可保育所を中心に整備していくことが必要と考えております。
64	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	原子力開発交付金の事務の簡素化	①「放射線監視等交付金」(原子力規制法)及び「原子力発電施設等緊急時安全対策交付金」(内閣府)にたどり、其の放射線等モニタリングによる機器を用いて、各交付金をそれぞれ分割して計上する。②「放射能測定装置の設置に関する規制」(原子力規制法)に規定する機器の設置料や、契約等の分割でなければ課せられる税金の分を差し引いて、各交付金の申請等に係る事務手続を軽減し効率化を図ることができる。	放射線モニタリングにおいて、測定機器の用途別に平常時モニタリング、緊急時モニタリングに限定することは、効率的、効果的でない場合がある。同一地点にある設置機器について、経費の按分を不要とするなど手続きを見直すことで、各交付金の申請等に係る事務手続を軽減し効率化を図ることができる。	放射線監視等交付金交付規則 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金交付規則	内閣府、環境省	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、鳥取県、奈良県	福井県	○①の放射線監視等交付金を登録した電子タグにて、守屋点検時に毎回でも1月半程度の欠測期間が生じており、当該期間の代替機器の手配には予算を含めても苦慮している状況がある。当該期間においてこの電子式原子力発電施設等緊急時安全対策交付金を備えた機器の運用を認めるなど予算編、運用面での柔軟な対応を求める。	○内閣府】本件は、道府県が実施する原子力災害対策に必要な経費を財政支援するものである。	○内閣府】本件は、道府県が実施する原子力災害対策に必要な経費を財政支援するものである。	

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
50	県と国で確定通知の時期が異なるため、ご見解のとおり、自治体の返還金処理手続きが円滑に行われるよう、早期の確定に努めていただきたい。	-	-	-	<p>[全国知事会] 所管府は自治体が提出する実績報告書の不備が原因かのように主張しているが、交付金事務に用いられた株式ファイルの不具合による差替え等で書類の再提出が求められるなどが事務の担当者から、遅延の原因となっているとの意見があるため事務手続き上の問題点について再検討されたい。</p> <p>[全国市長会] 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		
54	(①及び②について) 提案している市認定保育施設については、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に関する基準を満たしており、保育の質は十分確保しているものと考えている。その点を考慮して再検討いただきたい。 「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」で、利用調整等の方法による受入施設の確保により、連携施設を確保したことなどは、認可要件が緩和されたところではあるが、本市は認可を申請する際は、運営監査を実施している。今後も保育需要は伸びていく見込みであり、現行の認可施設の受け皿を確保することは困難であることから、平園後の受け皿に連携施設を拡充すべきである。 (③について) 「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」において一定の見直しがなされたところであるが、連携施設の確保に結実していないのが実情であり、現場の実態を踏まえ引き続き検討をお願いしたい。 (④について) 経過措置の延長の可否は、家庭的保育事業者等にとって、事業運営の見通しを立てる上で喫緊の問題であり、早期に経過措置を延長する旨を示すべきではないか。	-	-	-	<p>[全国知事会] 所管府等からの回答では、連携施設に認可外保育施設を加えることは質が損なわれないといめ認められないとしているが、2019年10月から始まる幼児教育・保育の無償化措置を考えると、認可外保育施設でも質が確保できている施設は存在すると考えられる。質の確保の観点で、どのような認可外保育施設が連携施設に相応いかは施設を熟知している地方自治体が自ら設定できるようにすべきである。一方で、連携施設の設立に係る認可要件は緩和されたり、保育の質が確保されているものと見えるべきではないか。 「平成28年の地方からの提案等における連携施設の設立に関する基準について」は「従うべき基準」とされており、「従うべき基準」は条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が認定するのは、真に多くの家庭的保育事業者等における連携施設の設立に向けたものである。 [全国市長会] 保育の質の確保を前提として、提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>	<p>〈平園後の受け皿としての連携施設の拡充について〉 ○ 連携施設は一定の保育の質が担保された保育園、幼稚園、認定こども園が担うことが望ましいため、対応は困難であるとの回答だが、地方公共団体が一定の基準を満たすと認める認可外保育施設（認定保育所等）、企業主導型保育施設、特区小規模保育施設は、国や地方公共団体から運営支援等を実施していることを踏まえれば、当然保育の質は担保されているものと想えるべきではないか。 一方で、平成28年の地方からの受け皿で平園後の受け皿に係る認可要件は緩和されたり、保育の質が確保されているものと見えていたり、連携施設の設立に係る認可要件は緩和されたり、保育の質が確保されているものが、地方公共団体が受け皿の確保に苦慮している。保育者が安心して働きやすい環境を整備するために、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行後5年の見直しの中で検討してまいりたい。 (③について) 設備運営基準附則第3条に規定する特例措置の延長については、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行後5年の見直しの中で検討することとしているが、子ども・子育て会議における議論の状況も踏まえつつ、可能な限り速やかにその方針をお示したい。</p>	
64	○「交付の目的に応じた複数の財政指標」が存在すると言うより、放射線監視という目的が更に「平常時」と「緊急時」に分割され、同様の機能を有する機器であるにもかかわらず、活用範囲がそれぞれの範囲に限定されているのが現状、それに対応して、事務処理も厳格に区分が求められていている。 一部地内において、併設されている施設内や同一施設内に設置されている、同様の機能を有する機器についての交付申請を、ヒアリングの同時実施や結果算出に係る様式の統一などにより、関係する事務処理の面で大きな効率化が図れるのではないか。 ○平成30年 地方分権改革に関する提案募集要項5(2)イに、地方に対する規制緩和には、「補助金等の委綱等によるものも対象」、「手帳書類の簡素化を念頭に置いている」と明記されており、本件は提案の対象となるため、前向きに検討いただきたい。	-	-	-	<p>[全国知事会] 所管府等からの回答は、「地方分権改革に関する提案対象とならない」となっているが、地方の意欲と知恵を十分に活かせるよう「提案募集方式」の制度を運用すること。 なお、平成30年地方分権改革に関する提案募集要項5(2)イに、地方に対する規制緩和には、「補助金等の委綱等によるものも対象」、「手帳書類の簡素化を念頭に置いている」と明記されている。 [全国市長会] 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>	<p>交付に係る事務手続きについては、年度末年度初めの繁忙期を避け、交付申請の受付を実施し、ヒアリング時期を含め可能な限り事務負担の軽減となるよう配慮していく。 また、その他の額の確定等の業務においても、同様の配慮を行い、地域の実情に応じた相談や、資機材の運用に係る各種相談においても引き続き丁寧に対応していく。</p>	

内閣府 各府省からの第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
65	B 地方に対する規制緩和	その他	地方創生推進交付金における間接補助金の交付完了日の見直し	地方自治体の補助金等の交付事業は、事業者からの実績報告書を審査し、間接補助を行ふ場合、年度末までに開設補助金を完了した上で、金融機関を通じて支払手続きをするため、担当の課数を要する。民間等事業者の場合、地方創生の効果を支援する間接補助等について、年度末で開設補助金の交付完了日を改めると、民間等事業者の事業期間を3月1日まで延長することができる。	地方創生推進交付金における間接補助金の交付完了日が見直されることで、民間等事業者の間接補助事業期間を3月31日まで確保することができ、より効果的な地方創生の推進に資する。	地方創生推進交付金 交付委嘱	内閣府	京都府	一	北海道、鹿児島県、宮城県、福島県、横浜市、川崎市、名古屋市、豊川市、宮津市、亀岡市、八幡市、鳥取市、高砂市、愛媛県、八幡浜市、米子市、松浦市、大分県、延岡市、沖縄県	○地方創生の地元創生推進交付金において、開設補助を行ふ場合、年度末までに交付を完了しなければならないことについては、「実績に基づいて補助金等を交付する場合における開設補助金の交付完了日の見直しについて」(昭和30年11月17日財務省令事務連絡)により、「開設補助金等の交付を行ふ場合における算定額の算出について」(昭和30年11月17日財務省令事務連絡)により、「開設補助金等の交付を行ふ場合における開設補助金等が完了したとはいえない」と明記に示されている。これは、国の補助金等全体に対する統一的なルールであるため、地方創生推進交付金についても該ルールに抵触する制度変更是困難。	各府省からの第1次回答	

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
65	<p>内閣府からの回答で、「昭和30年11月17日財務局長事務連絡に、間接補助事業において、間接補助金等の交付は「年度内」に完了しなければならないと明確に示されていることがあります。これが「国の補助金等全体に対する統一的なルール」とされることを根拠に制度変更が困難としている。</p> <p>しかしながら、同財務局長事務連絡においては交付完了の期限は記載されておらず、「年度内に間接補助金等の交付を完了しなければならない」と明確に示されているとはいえない。</p> <p>また、例えば、農林水産省では、同財務局長事務連絡を踏まえた上で、平成24年12月27日事務連絡において交付完了を実績報告書の提出期限である4月10日以前にする必要があるとされていいるなど(例:4月7日)。年度内に間接補助金等の交付を完了しなければならないことは「国の補助金等全体に対する統一的なルール」とは言えず、制度変更が困難とされる理由と矛盾する。</p> <p>また、内閣府からは、「年度内での交付完了」について、明文での通知等は現時点まで行われていない。</p> <p>こうした中で、地方で取り組む間接補助事業の執行期間を年度末まで確保し、効果的な地方創生の推進を図るため、「年度内」とされている間接補助金の交付完了日の見直しを求めるものである。</p>	-	<p>[八幡市]</p> <p>【全国知事会】 地方創生推進交付金については、その内容や規模について地方の意見等を十分に踏まえるとともに、地方創生の更なる深化や取組みの全国展開に向けて、地方の実情を踏まえ、より弾力的で柔軟に対応していくべきである。【財政法第11条】、「各会計年度における経費は、その年度の歳入を以て、これを支拂ひなければならない」(同法第11条)等の法律の規定及びこれらとの具体的な対応表示(昭和30年1月17日)は、年度内に間接補助金等の交付を踏まえて、年度内に間接補助金等の交付を踏まえなければならないものとして、地方創生推進交付金を適用している。本運用についても、国の補助金に係る統一的なルールに基づくものであり、当事務局のみの判断でこれを変更することはできない。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>	-			

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
68	○災害対策基本法に規定される広域一時滞在は、東日本大震災で広域避難の調整に時間を要したことから踏まえ、域外避難を円滑に行うために新設されたものであり、本提案はこの趣旨を緊急的な協議としている。また、域外避難所の協定について、多大な労力と時間が必要であることや片務的な協力依頼となるため調整が必要であることを指摘する。 ○また、同WGでは、域外の避難場所への避難を想定した広域避難の実施を報告しているが、現行の広域一時滞在における避難場所に関する協議は法定化されておらず、本提案はこの報告にある広域避難の実効性を高めるものと考える。 ○例えば、平成27年の問題東北豪雨において、鬼怒川の氾濫に際し、市内で避難を優先する決議したところ、同時に河川氾濫を発表した自治体もあるが、他の避難場所への避難については、河川氾濫の危険性を考慮して河川下流域に避難場所を設けることが可能となる。 ○時間的コストの拡大に関する懸念については、荒川下流域タイムラインの例を参考に、域外避難を想定する自治体が、受入先自治体と手続きや避難先について予めマニュアル化するなどにより、時間的コストを増やすことなく対応することが可能である。これは法規の可否の問題ではなく運用上の問題であり、広域避難における避難場所の協議が法定化されることで、円滑な緊急避難に資するものと考える。 ○以上の理由から、より柔軟かつ効果的な避難対策の実現のため、広域一時滞在における避難場所に関する協議を法定化すべき。	有 【厚木市】 近隣市町村と行政区域を超えた避難場所確保のための広域的な協議を事前にを行ううえでは、避難所同様の根柢が必要であると考える。	- 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行規定で対応可能」となっているが、十分な周知を行うこと。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。			○指定緊急避難場所は災害の危険が迫りしている場合に緊急的に避難する場所であり、災害生後も被災者が滞在して避難生活を送るために施設である指定避難所とは大きく区別がある。 ○広域避難場所を行き来する河川・洪水・高潮氾濫から大規模・複数箇所の避難場所が発生することから、事故を未然に防ぐための避難場所の実施や、氾濫の危険性が高まった際の域外避難場所内避難への対応等、大規模・広域避難を実現するためのオペレーションが必要となる。これからのオペレーションを行なうながら、多くの労力と時間を要する。膨大な避難者の避難先確保を周辺自治体と調整を行うことは避けなければならない。広域避難場所の確立は平常に行なわれるべきものである。 ○また、災害対策基本法第86条のもの規定は、自ら居所の場所を確保する事が困難な場合は、他の自治体と協力してその他の方法で避難場所を確保する事とするが、河川氾濫によっては、河川下流域に避難場所を設けることが可能となる。 ○時間的コストの拡大に関する懸念については、荒川下流域タイムラインの例を参考に、域外避難を想定する自治体が、受入先自治体と手続きや避難先について予めマニュアル化するなどにより、時間的コストを増やすことなく対応することが可能である。これは法規の可否の問題ではなく運用上の問題であり、広域避難における避難場所の協議が法定化されることで、円滑な緊急避難に資するものと考える。 ○以上の理由から、より柔軟かつ効果的な避難対策の実現のため、広域一時滞在における避難場所に関する協議を法定化すべき。	
101	自立支援医療（精神通院医療）の支給認定に係る所得確認の事務については、市町村を経由する経由事務であることから、権限の一部を市町村へ移譲することにより効率的に事務を実施することができる、住民サービスの向上につながると考えられるため、早急な対応をお願いしたい。	- 【静岡県】 県内で統一した取り扱いを速やかに行うため、申請者の所得区分の審査に係る事務を市町村の事務として法令上に指定していくくよう、引き続き要望する。	- 【全国知事会】 提案団体は、自立支援医療（精神通院医療）の支給認定事務のうち、申請者の所得区分の確認事務の移譲の前提としてマイナーバーの活用を求めているが、マイナーバーの利用範囲の拡大については、特段の必要や目的的外利用などの危険性を十分に検討した上で、他の行政分野や民間における導入早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報を探査し、市町村の意見を十分に尊重されたい。 【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	- 【内閣府】 厚生労働省が所管する自立支援医療（精神通院医療）の支給認定に関する事務の権限移譲に関する提案事務であり、内閣府として回答可能な事務なし。 【内閣府】 自立支援医療（精神通院医療）の支給認定に関する事務のうち、申請書の所得区分の審査に係る事務を市町村の事務として一律に法令上に規定することについては、これにより影響を受ける各地方公共団体の意見を踏査しながら、検討してまいりたい。			
111	市町村立の幼保連携型認定こども園の認定手続について、都道府県知事から市町村長への協議が必要であるならば、例えば、自治体向けFAQに市町村立以外の認定こども園を想定した規定であることを記載するなど、法の趣旨を明示していただきたい。	-	- 【全国知事会】 所管する執行制度上協議が不要との見解を示しているが、その法令上の根拠を明らかにする旨、各地方自治体に対して十分周知することが必要である。 【全国市長会】 所管省からの回答が「協議は不要である」となっているが、多くの団体から提案があることから、周知を徹底すること。	- 【内閣府】 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第六項における都道府県と市町村との協議の解釈について、自治体向けFAQ等において、周知徹底を図ってまいりたい。			
113	市町村における事務処理体制について、処遇改善等加算以外の加算や調査等の事務はすでに実績を積んでることから、これまでの都道府県の体制が整つており市町村が整っていないとの考えは当然だといえるが、そう判断される根拠をお示しいただいたい。 また、各種様式について、自治体の負担を減らすため簡素化していくことは大変ありがたいことであるが、それならなおさら事務処理体制が整っていることを理由として都道府県があえて認定事務を行う必要はないと考える。 なお、今回の提案にあたり、府内市町村の担当課に提案の趣旨への賛否について確認したところ、指定都市・中核市以外の36市町村のうち、約3割にあたる11市町から賛成が得られたところである。	-	- 【全国市長会】 市町村に新たな事務負担が発生する可能性があることから、手挙げ方式などを含めた検討を求める。	- 【内閣府】 1回回答にあらゆる点で、処遇改善等加算の認定については、他の加算と異なり、職員給与に直接絡めて重要な点であり、慎重な対応が求められることなどから、都道府県・政令市・中核市を認定協議者としている。 提案団体が内閣府市町村の約款から異なると認められない点から、直ちに全市町村に権限を移譲することには構造に検討する必要がある。 全国市長会からいたしている手挙げ方式という御意見も踏まえ、認定要件や様式の更なる簡素化と併せて検討してまいりたい。			

内閣府 各府省からの第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	各府省からの第1次回答
	区分	分野								団体名	支障事例	
114	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育士等キャリアアップ研修の実施方法を含めた在り方の見直し	大阪府では4万8千人分の研修受講が必要だが、対象となる保育士等全員がどとなっている保育士等キャリアアップ研修について、代耕保育等の特徴的な研修が困難であることを踏み、実施方法について通信制やラーニング、ビデオ学習による方法を認める等の見直しを行った。	大阪府で4万8千人分の研修受講が必要だが、対象となる保育士等全員がどとなっている保育士等キャリアアップ研修について、代耕保育等の特徴的な研修が困難であることを踏み、実施方法について通信制やラーニング、ビデオ学習による方法を認める等の見直しを行った。	〇時間や場所に制約されなくなるため、受講しやすくなる。 〇研修実施機関にとっては、講師や会場の確保を軽減できるため、研修を増やすことが可能。	「保育士等キャリアアップ研修の実施」(令和2年4月1日付厚生労働省令「保育課長通知）	内閣府、文部科学省、大阪府、滋賀県、京都府、奈良県、兵庫県、福井県、石川県、富山県、岐阜県、和歌山县、鳥取県、島根県、徳島県、高知県、愛媛県、香川県、徳島県、松江市、島根県、松江市	北海南都岡市、福島県、京都府、奈良県、兵庫県、福井県、石川県、富山県、岐阜県、和歌山县、鳥取県、島根県、徳島県、高知県、愛媛県、香川県、徳島県、松江市	-	〇対象となる保育士が長期間に及ぶ研修受講のため、現職で離れて参加することは、(分野ごとに)15時間にもおよぶ研修を保育現場から離れて研修受講が困難な状況において、代耕保育等の見直しを行ったことは、(分野ごとに)15時間にもおよぶ研修を保育現場から離れて研修受講が必須であるとの認識である。また、研修実施機関及び日程等が限られおり、さらに受講する保育士等全員が1年間にわたり1回づき1時間の研修の受講が必要となり、(分野ごとに)15時間にもおよぶ研修を保育現場から離れて研修受講が困難な状況である。また、対象となる保育士等全員が1年間にわたり1回づき1時間の研修の受講が必要となり、(分野ごとに)15時間にもおよぶ研修を保育現場から離れて研修受講が困難な状況である。対象等から要件を満たすため、研修を受講させたいが、代耕人員の確保等が困難であるとの問い合わせが寄せられている。	保育士等の技能・経験に応じた待遇改善に係るキャリアアップ研修については、現時点においても、「通信制やeラーニング、ビデオ学習」等による受講が認められており、本提案は対応済みである。

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
1114	保育士等キャリアアップ研修については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長から「保育士等キャリアアップ研修の実施について」(平成20年4月1日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)により、「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)が地域別で定められ、(昭和22年法律第7号)第24条の4第1項に規定する技術的助言として発出されているところ。 研修の終了評価については、「ガイドラインの「4 研修修了者の評価」において、「研修修了者の評価については、研修修了者の質の確保を図る観点から、適正に行われる必要があります。15時間以上の研修(別紙1)のねらいの趣旨及び内容欄に掲げる内容を満たしたものに限る。」を全て受講していることを確認する」とされており、「アドバイザリーリポート(以下「通信制等」という。)による受講においては、この研修の受講者が研修を受ける際の「アドバイザリーリポート」による受講が認められているものであれば、厚生労働省より速やかに、その旨を明確に示すとともに、「通信制等」における受講確認等について、ガイドライン等による技術的助言を発出されたたい。	-	-	-	<p>【全国知事会】 所管府省からの回答が「対応済み」となっているが、根拠を明らかにして十分な周知を行うべきである。</p> <p>【全国市長会】 所管省からの回答が「対応済み」となっているが、多くの団体から提案があることから、周知を徹底すること。</p>	<p>一次回答でお答えしたとおり、保育士等の技能・経験に応じた処遇改善に係るキャリアアップ研修について、現時点においても、通信制等ラーニング、ビデオ学習等による受講が認められており、平成29年4月1日付け厚生労働省令(第1号)「保育士等キャリアアップ研修の実施について」において、保育士等キャリアアップ研修をラーニングで実施することに既に既定していない。しかし、その実施について、様々な課題があると認識しており、今年度、委託事業である「保育士等キャリアアップ研修をラーニングで実施する方法等に関する調査研究業務一式」において、キャリアアップ研修をラーニング等で実施する際に参考となるような映像等を作成し、併せて、不正防止対策についても調査研究を行っているところ。 当該調査研究を取りまとめた後、eラーニングによる研修の実施する際に参考となるような映像等を作成し、併せて、不正防止対策についても調査研究を行っているところ。 当該調査研究を取りまとめた後、eラーニングによる研修の実施について情報提供を行ってまいりたい。</p>	

内閣府 各府省からの第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答		
	区分	分野								団体名	支障事例			
119	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	汚水処理施設の統廃合に係る財産処分の制限の緩和	汚水処理施設に係る都道府県権限を基づく当該施設の統廃合・再編にたっては、補助対象施設の供用開始から10年未満であっても、財産処分の際に国庫返済不要で承認することする。	現在、本県では、下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽などの汚水処理施設を、効率的かつ適正に配置し整備するための配置計画である農業汚水処理計画を定め、計画的に施設の統廃合等を進めていたところ(現計画では13施設の統廃合等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条に規定する内閣府に係る補助金等に係る財産処分の承認手続き等について(平成20年5月27日府会第393号))。本県では、農業集落排水施設やコミュニティープラントの一部を廃止して、下水道処理に切り替えていく方向である。	この際、農業集落排水水やコミュニティープラント等の終末処理施設を廃止するとともに、これまで農業集落排水水やコミュニティープラントに繋がっていた管渠については、下水道につなぎ直す必要があり、元々農業集落排水水やコミュニティープラントに接続して管渠を引いていたものがある。	本県では、合併により類似施設が複数あることを理由として、「財産区分(税率)」をつける方針を取ったため、合併から10年未満の施設は、新設や改築更新を行っており、その使用開始から10年未経過の間に計画通り統廃合を進めようとする。補助金の返還が発生し、計画に支障を来す場合がある。	汚水処理施設の統廃合・合理化を進める支障となるよう、補助財産の処分に当たっては、整備、修繕から10年未経過の施設であっても、補助金の返還なく、財産処分が可能となるようよう提案する。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条に規定する内閣府に係る補助金等に係る財産処分の承認手続き等について(平成20年5月27日府会第393号)。	群馬県、福島県、茨城県、愛知県、今治市	一	那須塩原市、石川郡、福井県、岐阜県、静岡県、愛媛県	○当市も現在補助金を入れて処理場の改築更新を行っており、特に農業集落排水事業においては、人口減少による流入量の減少から施設の統廃合・合理化が喫緊の課題となっています。農業集落排水事業者へ補助金等交付金による汚水処理施設の整備は、予算を内閣府から各県に移し替え、各県から地方公共団体に交付し実施されるものであり、財産処分の承認手続き等については、内閣府の規定ではなく、各県の規定に基づき、各県が行っているところです。	【内閣府】 地方創生整備推進交付金による汚水処理施設の整備は、予算を内閣府から各県に移し替え、各県から地方公共団体に交付し実施されるものであり、財産処分の承認手続き等については、内閣府の規定ではなく、各県の規定に基づき、各県が行っているところです。

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
119	(農林水産省)「地域再生法第18条の規定により農林水産大臣の承認を受けたものとみなされた財産処分については、この承認基準に定める手続を要しないものとする。」としており、この場合、「10年未満の期間であっても申請の財産処分が可能となる」とあります。が、地域再生法第18条に規定される「市町村合併による地域再生計画」の実施を通じた農業排水を扶助金する場合に、新たに統合に係る地域再生計画を作成し認定を受けなくても、農水省財産処分承認基準第15条第8項に該当するか明確化していただきたい。	-	-	-	<p>[全国知事会] 所管府省から現行制度により対応可能という建言の回答があつたが、提案団体が求めている事例につき、財産処分が認められることについて明確化し、地方公共団体に周知を図るべきである。 [農林水産省] 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係については提案団体との間で十分確認を行うべきである。 [全国町村会] 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>	<p>[内閣府、国土交通省] 第1次回答と同様に、農林水産省、環境省から発出された通知に関するため、当府省としての回答を控える。 [農林水産省] 地域再生法第18条には、「認定地方公共団体が認定地域再生計画に基づき第5条第四項第十三号に規定する事業を行なう場合は、当該認定地方公共団体がその認定を受けたことなどをもって、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十二条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなす。」とある。 地域再生法による認定地域再生計画に基づかない事業については、「補助事業等により取得した又は効用の増加した財産処分等の承認基準について」第15条第8項に該当しない。 [環境省] 提案団体の案件は全て設置後10年を超えることであるため、「環境省所管の補助金等で取得した財産処分承認基準の整備について」(平成20年5月15日付け環企発第080515006号)の別添第2に基づき、包括承認により財産処分が可能です。</p>	

内閣府 各府省からの第2次回答

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
147	<p>○本件提案の趣旨は、施設監査について法人監査同様に、前回の監査結果等を踏まえ、運営上問題がないと認められる施設の監査周期を延長しつつ、問題があると認められる施設に対しては継続的に監査を実施することで監査の重点化を図るものであります。</p> <p>○監査業務の効率化を目的とする監査周期は不適切であるとのご指摘について、幼保連携型認定こども園、特別養護老人ホームの監査対象施設数の増加や保育所の利用定数増加に伴う回あたりの監査に係る事務量の増加により現行の施設監査周期で全ての社会福祉施設に対して十分な施設監査を実施することは現実的に困難であり、現行の施設監査周期は現場の実態に則りていません。また社会福祉施設においても人員配置に余裕はなく、社会福祉施設の負担を軽減する必要があります。</p> <p>○本件提案の実現により利用者待遇に係る「質」の低下を招くとのご指摘について、本件提案は問題があると認められる施設に対する監査の機会や時間を十分に確保することを可能とするものであり、ご指摘はあららないものと考えます。</p> <p>○老人福祉施設及び障害者支援施設等に対する指導監査は自治事務であり、指導監査指針も技術的助言であるため、前回の実地監査の結果、適正な運営が概ね確保されていると認められる場合には、地域の実情に応じて、2年連続で書面監査として差し支えないものと考えます。</p> <p>○「児童福祉行政指導監査の実施について」において、「民間の児童福祉施設に対する指導監査を行う場合は、法人監査も併せて行うよう配意すること」とされている一方で、現行では法人監査と施設監査を毎日実施することが困難であり、監査周期を見直すべきと考えます。</p>	-	-	-	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>	<p>○老人福祉施設の監査は、適切な入所者待遇や入所者の生活環境等の確保等を目的として、原則1年1回の監査が求められているものであり、2年連続で書面による監査とすることは入所者待遇の向上を図るために監査を実施するものと考えます。</p> <p>○監査業務の効率化を目的とする監査周期は不適切であるとのご指摘には、現行の監査周期には書面による監査が可能しているので、これにより問題のある施設に対する監査の重点化は現実的であるとの考え方です。</p> <p>○施設監査を実施することは現実的に困難であり、現行の施設監査周期は、適切な障害者の支援の確保を目的として毎年1回の実地監査を行ふことにより、前年度における一般監査の結果、適正な運営が概ね確保されていると認められる場合に限り、原則的に2年連続で書面監査を行ふこととする方針とされています。</p> <p>○施設監査を実施するには、監査の実施が可能となるため、より多くの業務の効率化を以て周囲の経済圏における事業者には、不適切であると考えます。</p> <p>○保育園等における保育者は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであることから、保育の受け皿の拡充と同時に保育の質の確保・向上が求められ、保育園の保育の質や子どもの安全を確保するため、各都道府県等において毎年1回以上、人員配置基準を満たしているか等について実地監査を行なう組みとしている。</p> <p>○保育園の監査は、監査内容の性格上、年一回監査することを原則としており、前年度の実地監査の結果、適正な運営が確保されていると認められる施設は原則的に2年間に1回としている。ただし、このことは現実的であるところであり、既に実施してある場合は、改めて監査が実施される可能性としていることから、1年1回の監査を行っている。</p> <p>○このように、児童福祉施設についてはより一層の質の確保が求められているが、法人監査と同時に実施することが効率的との理由によって頻度を減らすことはそれに対するため不適切であり、実現は困難。</p> <p>○保育施設の監査は、監査内容の性格上、年一回監査することを原則としており、前年度の実地監査の結果、適正な運営が確保されていると認められる施設は原則的に2年間に1回としている。ただし、このことは現実的であるところであり、既に実施してある場合は、改めて監査が実施される可能性としていることから、1年1回の監査を行っている。</p> <p>○保育施設の監査は、監査内容の性格上、年一回監査することを原則としており、前年度の実地監査の結果、適正な運営が確保されていると認められる施設は原則的に2年間に1回としている。ただし、このことは現実的であるところであり、既に実施してある場合は、改めて監査が実施される可能性としていることから、1年1回の監査を行っている。</p> <p>○幼保連携型認定こども園の監査については、小学校就学前の子どもに対する教育・保育の提供等の適正かつ円滑な実施を確保するため、施設の編制、職員、設備及び運営に関する基準等の守状況を実施検査等で確認し、必要な指導助言を講ずることとしている。</p> <p>○実施頻度については、認可権者である都道府県等による定期かつ計画的な実施としているが、児童福祉施設で最も多く保育連携認定こども園は、児童福祉施設が、原則1年に一度以上、実地監査を行うことを効率化する意図としている。</p> <p>○そのため、法人監査の実施との効率化などのみを以て、監査周期の考え方を変更することは適切でないと考えています。</p>	

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
154	平成30年度については交付決定が5月下旬だったため、例年に比べて早期の工事着手が可能となつた。しかし、「交付金交付決定前の着手」が可能となるは、より早期の事業執行ができる、経済的縮減にも直結することから、制度として確立するよう検討をお願いしたい。	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。	【内閣府】 まずは、交付省庁である林野庁において、可能な限り速やかな交付決定がなされるよう、要請してみたい。 この上に、ご提案の「交付決定前の着手」については、どのような対応が可能かまずは交付省庁である林野庁において検討いただこう要請してまいりたい。 【農林水産省】 ご提案の地方創生推進基金における「交付金交付決定前の着手」が実現できるよう、制度を所管する内閣府に要請してまいりたい。	
156	○「経済取引の相手方の個人番号の記載が必要な場合は、生前に個人番号を取得する必要があるものであり、受取人に死亡者の個人番号を取得させらるべきではない。」について、保険会社関係団体へ要請を引続き行ってください。よろしくお願いいたします。併せて、死亡者である保険契約者のマイナンバーを相続人が確認したいとする時に「住民票の写し」の請求が行われたため、マイナンバーの記入が無くても保険金が請求できることを明確化して下さいますようお願いいたします。 ○加えて、市町村及び住民に対する当該要請に係る制度内容やマイナンバー入り住民票の交付における留意事項の周知について御検討ください。よろしくお願いいたします。	-	【大阪市】 保険会社関係団体に限らず死亡者の個人番号が必要な届出の提出先に対して、死亡者の個人番号が把握できない場合には記載不要等にするなど広く周知を行っていただきたい。 【宮崎市】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。現状として、保険会社関係団体への要請は十分でないと思われる。そこで、各府省から引き続きの要請をお願いいたします。 【江戸川区】 既に業務においては依然として、死亡者の個人番号を保険会社等から請求されたという理由で、死亡者の個人番号入り住民票を請求されるケースがある。このようことが起きた後は、保険会社関係団体に対して、「保険等既加入者へ個人番号の提出を求める」と及び「死亡者の個人番号の提出が必要なこと」を更に周知徹底するべきと考える。 また、死亡者の個人番号入り住民票の請求にあたっては、同一世帯ではない直系血族からの請求について明確に規定されることが必要だと考える。	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	【個人番号記載の住民票の取扱い】 ○ 内閣府(番号制度担当室)において、マイナンバー入り住民票が通知カードに代替するものとして使用されている件数等の運用実態を査定していただきたい。 ○ 総務省において、マイナンバー入り住民票の使用実態を踏まえつつ、マイナンバー入り住民票が通知カードに代替するものであり、種々限定的にしか用いられないことなどを、地方公共団体が住民に周知するよう位置していただきたい。 ○ 死亡者については、その代理権を有する者は存在せず、住民基本台帳法第12条第5項に規定する特別の請求を行なうことができる。死後同一の世帯であつた者に限られる。 ○ 住民基本台帳法第12条第5項に係る請求に際しては、保険契約者のマイナンバーは本人に対して提供を求める必要があることを踏まえると回答のどおり、保険契約者のマイナンバーは、本末、生前に入手しておべきものであると考えている。 ○ 総務省において、単身世帯であった死亡者の法定代理人が、住民基本台帳法第12条第5項の特別の請求を行なった場合におけるマイナンバーが記載された住民票の除葉の写しに係る取扱いを周知し、地方公共団体職員の対応が円滑になるようお願いしていただきたい。 ○ 内閣府(番号制度担当室)及び総務省において、死亡者のマイナンバーを使用することについて、行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律の趣旨に合致しているのか整理していただきたい。 ○ 内閣府(番号制度担当室)及び金融庁において、保険会社が保険金を支払う際にマイナンバーの記入を求めているが、相続人が死亡者のマイナンバーを確知できマイナンバーが記入できなくなる保険金を請求できることを明確化していただきたい。 ○ インバーネット制度における住民票情報の取扱方法の適正化 ○ 内閣府(番号制度担当室)において、同一住所地に複数の世帯がある場合、住民基本台帳ネットワークシステム情報を提供氏名(フランクスマークの仕組み)の仕組みがある場合、同一住所地の申請者が以外の世帯に係る世帯情報の情報連携について、申請者以外の世帯から生じる、同一住所地の申請者上の情報連携の履歴として表示されないよう措置すべきではないか。 ○ 総務省において、住民基本台帳ネットワークシステム情報を提供氏名(フランクスマークの仕組み)の連携において、同一住所地の申請者による世帯に係る世帯情報の情報連携の履歴として表示されないようするにトライするに於けるマイナーポータル上の情報連携の履歴として表示されないよう措置すべきではないか。 ○ 内閣府(番号制度担当室)及び総務省において、同一住所地の全ての世帯情報にアクセスせざると、直接個別の世帯情報を収集することができるよう措置すべきではないか。 ○ 内閣府(番号制度担当室)及び総務省において、同一住所地の申請者による世帯に係る世帯情報の情報連携の履歴として表示されないようするにトライするに於けるマイナーポータル上の情報連携の履歴として表示されないよう措置すべきではないか。 ○ また、税法以外の申請に基づく行政手続においては、死亡者のマイナンバーの必要性やその適用範囲等の周知徹底を図り、申請者に周知していただきたい。 ○ これらの対応がどうなることで、申請者のマイナンバー入り住民票の請求についても減少し、地方公共団体の事務処理が円滑化されるものと考える。	

内閣府 各府省からの第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
187	B 地方に対する規制緩和	その他	地方創生推進交付金	地方創生推進交付金について、年度内に精算額の確定だけでなく、支払いを完了する必要があるため、年度末まで実質的な事業期間(間接補助事業を行う期間)を要する。事業上、国が創設した補助金(交付金)・事業の効果を損なう事態が発生する。	間接補助において間接補助金の交付完了日を見直すことにより、事業完了の報告を求める必要があるため、年度末まで実質的な事業期間(間接補助事業を行う期間)を要する。事業上、国が創設した補助金(交付金)・事業の効果を損なう事態が発生する。	地方創生推進交付金 交付要綱	内閣府	岐阜県	—	北海道、盛岡市、宮城県、福島県、横浜市、川崎市、神奈川県、横須賀市、鎌倉市、急沼市、長野県、大馆市、山梨市、浜松市、名古屋市、豊川市、小牧市、名張市、郡山市、磐梯町、岩手県、鳥取県、島根県、高松市、愛媛県、八幡浜市、筑後市、松浦市、大分県、沖縄県	○地方創生推進交付金を活用して実施している間接補助事業において、年度末までに補助金支給を完了するためには、事業者に早期に事業を完了する必要がある。事業上の差異がある場合には、事業者が支給されるべき補助金との差額を支払う。事業上、国が創設した補助金(交付金)・事業の効果を損なう事態が発生する。	間接補助事業等を行場合に年度内に間接補助金等の交付を完了しなければならないことについては、「実績に基づいて補助金等を交付する場合における精算額の解説について」(昭和30年11月17日財務省令事務連絡)により、「間接補助金等の交付がなければ補助事業等が完了したとはいえない」と明確に示されている。これは、国の補助金等全体に対する統一的なルールであるため、地方創生推進交付金について当該ルールに抵触する制度変更是困難。	各府省からの第1次回答

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	
	見解	補足資料	見解	補足資料				
187	<p>昭和30年事務連絡は、「年度内に間接補助金等の交付を完了しなければならない」とは示しておらず、間接補助金等の交付がなければ補助事業等が完了したとはいえない」と示している。したがって、例として月末まで支拂い義務があると定めたうえで、年度5月末までの出納整理期間中に支拂った場合は、出納整理期間(5月)に付けるべきである。 昭和30年事務連絡によると、交付金の実績報告書の提出期限が4月10日とされているため、上記のような処理を行うことができます。そのしわ寄せとして、間接補助事業の事業期間が年度末まで確保できない事態が生じ、交付金の効果を損なっている。 したがって、 ・間接補助事業等においても、支払い義務額の確定をもって間接補助金等の交付を完了したものとみなす旨をご検討いただきたい。 これが少ない場合は、 ・例えば、全額概算払を受けたうえで、出納整理期間(5月)中に交付を完了し、6月10日までに実績報告書を提出し、必要に応じて返還手続きを行うこととするなど、国の出納整理上支障がなく、昭和30年通知にも抵触しないかたちで交付要綱の見直しをご検討いただきたい。</p>	-	-	-	<p>【全国知事会】 地方創生推進交付金については、その内容や規模について地方の意見等を十分に踏まえるとともに、地方創生の更なる深化や取組みの全国展開に向けて、地方の実情を踏まえた、より弾力的で柔軟性のある措置を取らなければならない。(同法第11条)等の法的規定及びこれら具体的な指示(昭和30年1月10日付)を踏まえ、各府省から提出された方針等を踏まえ、改めて間接補助金等の交付がなければならぬものとして、地方創生推進交付金を適用してもらいたい。 【全国市長会】 提案団体の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>		<p>地方創生推進事務局としては、「国の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。」(財政法第11条)、「各会計年度における経費は、その年度の歳入を以て、これを支拂ひなければならない。(同法第11条)等の法的規定及びこれら具体的な指示(昭和30年1月10日付)を踏まえ、各府省から提出された方針等を踏まえ、改めて間接補助金等の交付がなければならぬものとして、地方創生推進交付金を適用してもらいたい。 本運用についても、国の補助金に係る統一的なルールに基づくものであり、当事務局のみの判断でこれを変更することはできない。</p>	

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
191	個人情報保護委員会及び総務省の回答では、「独自利用事務は地方税法上の守秘義務が解除される事務である」地方税関係情報を利用する事務の所要法令において、照会者本人に対する同意を得て、も差し支えないことを地方公表としているとの御答がござりますが、例へば新規申請書提出時に提出する申請書類等に「子供を医療の目的で輸送する旨」及び「(ひとり)子供を医療の目的で輸送する旨」等の記載がある場合に、地方税法上の守秘義務が解除される。規則はこのことについて制定しているものとあります。	-	【大牟田市】 ○個人の同意を得る方法については、既存の申請様式に同趣旨を追加する方法により同意を得て、も差し支えないことを地方公表としているとの御答がござりますが、例へば新規申請書提出時に提出する申請書類等に「子供を医療の目的で輸送する旨」及び「(ひとり)子供を医療の目的で輸送する旨」等の記載がある場合に、地方税法上の守秘義務が解除される。「申告者(受給者)及び同居家族」の同意が必要となるため、一度の実行で手続きが完了しないことに変わりはない。また、世帯構成は家族の組み込み等で常に変化するものなので、新規申請時に同意していなかった者の同意が年次更新時に必要となる場合も多々ある。	-	【全国市長会】 慎重に検討されたい。	<p>○一次回答のとおり、地方税情報の提供を求める場合は、以下のいずれかの場合において、地方税情報の提供を行なうことが許容されている。</p> <p>① 地方税関係情報を利用する事務の所要法令において、照会対象者本人に対する同意を得て、も差し支えないことを地方公表としている場合に、例へば新規申請書提出時に提出する申請書類等に「子供を医療の目的で輸送する旨」及び「(ひとり)子供を医療の目的で輸送する旨」等の記載がある場合に、地方税法上の守秘義務が解除されており、かつその旨公表への情報提供請求が当該会法に規定されている場合。</p> <p>② 地方税関係情報を利用する事務が申請に基づくものであり、照会対象者本人の同意がある場合。</p> <p>○この趣旨を踏まえ、情報提供ネットワークシステムを用いた地方税関係情報の情報提供についても、又は②によって秘密性が制限される場合に限って可能とされている。</p> <p>このうち、①に該当する事務について、各割合の根拠となる法令に質問検査権が定められてゐるものがあり、法定事務であつても、これに該当しない場合は、②によつて本人の同意を要するものである。法定事務の場合は、法定事務の根拠法の趣旨的、法定事務の内容に準ずる事務であるものの、法定利用事務は、法定事務の根拠法の趣旨的、法定事務の内容に準ずることで、法定事務と類似性のあるものに限り情報連携を行うことができる。このことを踏まえると、法定事務が同意不要である場合、法定事務と同時に事務手続きを行なっている独自利用事務について、規則の改正を行うことで、本人同意を不要にすることはできない。</p> <p>また、規則改正で対応できないという点であれば、番号法に規定し、制度改正で対応することはできない。</p>	
192	平成29年12月21日府省本906号「お育てワンストップサービスにおける現業手当の事務について」において、「申請者が、マイナポータルのアカウントを開設している場合は、マイナポータルの「お知らせ機能」により、以下の通知が可能となる」(別添参考2)との記載があり、具体的な内容が列記されている。	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。	<p>○番号利用法及び条例に基づく個人番号利用事務においてマイナポータルにおける「お知らせ機能」が利用可能であることについて、適切な形で周知を図ることとした。</p> <p>なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、文書により十分な周知を行うこと。</p>	<p>【内閣府】</p> <p>○番号利用法及び条例に基づく個人番号利用事務においてマイナポータルにおける「お知らせ機能」が利用可能であることについて、適切な形で周知を図ることとした。</p> <p>○なお、マイナポータルにおける「お知らせ機能」は、番号法上の「個人番号利用事務」を対象に、「情報提供用個人識別番号」を用いることとしていること、当該番号を用いない形での「お知らせ機能」を提供する事については、実現する事が困難である。</p> <p>○また、個人番号利用事務においてもマイナポータルにおける「お知らせ機能」の利用が可能であるとの認識であるが、MyPostにて、個人番号利用事務における「お知らせ機能」と併用する場合は、先に回答したとおり、MyPostにて構成した仕組みを構築している。利用者の登録登出を行なうければ、MyPostで受信したお知らせがマイナポータルとの「お知らせ機能」と同様に確認が可能となることから、適切な形で周知を図ることとした。</p> <p>【総務省】 一次回答と同じ。</p>

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
194	経過措置終了後には、幼保連携型認定こども園の職員配置などの運営にも関わること及び認定こども園への移行への支障となることから、早期に具体的な方針をお示しされるよう関係府省において実現に向けて積極的に取り組んでいただきたい。	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見が反映されるよう積極的に検討していただきたい。	<p>○「今後、引き続き、子ども・子育て会議において議論を行い、その方向性を定める」という1次回答だったが、保育教諭等の資格要件に係る経過措置の延長については、地方自治体だけではなく、子育て会議において、多くの教育・保育業界団体から意見を聞く声が上げられており、意見を踏まえ、子育て会議・教育の現場及び行政において多大な支障が発生することを踏まれば、当然措置すべきではない。 ○、今後の議論のスケジュールを示すとともに、早期に経過措置を延長する旨を示すべきではなかいか。</p>	次回の子ども・子育て会議において、現状等を踏まえながら、「幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格の特例」等についての見直しの方向性について議論を行う予定である。
196	前提として、今回の提案は「保証人、あるいは保険会社によるどちらかの保証」を立てるよう、被災者の選択肢を増やすことを要望するものである。 災害時の混乱の中、被災者が親族等の保証人を立てられない場合も考えられるため、その対応策として、保証人に係る被災者の選択肢の拡充を図ることで、被災者の状況や地域の実情に即した災害時における保証人選択の柔軟性を確保する。 災害援護資金による、被災者向けの資金貸付制度として貸付型奨学生金がある。貸付型奨学生金の借受けの場合、借受人(学生)は親族等の保証人を立てなければならぬが、それが困難な被受人(学生)には、公益財團法人日本国際教育支援協会の機関保証を利用することで借受けが可能になる仕組みも用意されている。 貸付型奨学生金の審査を踏まえれば、例えば、被災者生活再建支援事業を行なう公益財團法人都是道府県セグターカ機関保証を行い、親族等の保証人を立てられない被災者にも、機関保証を利用することによって、災害援護資金の借受けが可能になる仕組みを用意することは可能だと考えられる。 少なとも、災害援護資金で機関保証の仕組みを早期に実現できない場合も十分考えられるところから、災害援護資金で機関保証の仕組みを早期内実現できない場合は、被災者を立てる方法が複数ある。 1) 地方公共団体が地域の金融機関と協定を締結するなどにより、地域の金融機関が災害援護資金を借り受けた被災者に提供するための保証会社の保証を利用することができる。 2) 親族等の保証人を立てられない被災者が地域の金融機関等が提供する保証会社の保証を利用した場合には、現行の政令に規定する保証人を立てたことに該当するとして、市町村が被災者に災害援護資金を貸し付けることが可能になると、を明確にしていただきたい。	有	【宮崎市】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 災害時の混乱の中、被災者が親族等の保証人を立てられない場合も考えられるため、その対応策として、保証人に係る被災者の選択肢の拡充を図ることで、被災者の状況や地域の実情に即した災害時における保証人選択の柔軟性を確保する。 災害援護資金による、被災者向けの資金貸付制度として貸付型奨学生金がある。貸付型奨学生金の借受けの場合、借受人(学生)は親族等の保証人を立てなければならぬが、それが困難な被受人(学生)には、公益財團法人日本国際教育支援協会の機関保証を利用することで借受けが可能になる仕組みも用意されている。 貸付型奨学生金の審査を踏まえれば、例えば、被災者生活再建支援事業を行なう公益財團法人都是道府県セグターカ機関保証を行い、親族等の保証人を立てられない被災者にも、機関保証を利用することによって、災害援護資金の借受けが可能になる仕組みを用意することは可能だと考えられる。 少なとも、災害援護資金で機関保証の仕組みを早期に実現できない場合は、被災者を立てる方法が複数ある。 1) 地方公共団体が地域の金融機関と協定を締結するなどにより、地域の金融機関が災害援護資金を借り受けた被災者に提供するための保証会社の保証を利用することができる。 2) 親族等の保証人を立てられない被災者が地域の金融機関等が提供する保証会社の保証を利用する場合には、現行の政令に規定する保証人を立てたことに該当するとして、市町村が被災者に災害援護資金を貸し付けることが可能になると、を明確にしていただきたい。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。また、返済能力に応じた貸付けについても検討されたい。	(八戸市) ○家族等の保証人を立てられない被災者が、保証会社等から所要の保証を受けた場合、現行の災害援護資金の支給等に関する法律施行令第8条第1項に規定する「保証人」を立てたことにして該当し、災害援護資金の貸受けが可能であることはできないか。 ○、例えば、貸付型奨学生金の事例で公財團法人日本国際教育支援協会が年利年率1.5%未満で保証を提供できていることを踏まえ、保証会社の保証を利用できる条件を満たす被災者の保証人の返済扶助を拡充できないか。 ○、町村が法令で定めた上限額に達しない場合でも、被災者が無理なく返済可能な貸付けを行うことができるに、条例により借受人の返済能力に応じた貸付けとすることが可能であることを明確化すべきではない。 ○、保証会社による保証を契約する場合、被災者による保証人立てる方法が複数ある。 ○、災害の種類は多様であり、不意に被災を受けた被災者の状況や復旧・復興等、地域の実情に応じて保証管理が行われるべきである。保証会社による債権回収では、厳しい債権回収になる可能性もある。適切にはい。	機関保証を行っている例として挙げている貸付型奨学生金の場合は、卒業後の就労による返済が期待される。一方、災害援護資金の債務者は低所得者や高齢者が多いことから、就労のみならず貸付金を必要とする被災者が、保証会社等から所要の保証を受けた場合、現行の災害援護資金の支給等に関する法律施行令第8条第1項に規定する「保証人」を立てたことにして該当しないためにリスクに見合った保証ができるのかという観点から、災害援護資金について、要件の緩和を含む柔軟な仕組みの検討のほうがあらうと考えられる。したがって、災害援護資金の貸付金に係る保証人立てる方法の検討は必要である。 実た、保証会社による保証を契約する場合は、被災者による保証人立てる方法が複数ある。 災害の種類は多様であり、不意に被災を受けた被災者の状況や復旧・復興等、地域の実情に応じて保証管理が行われるべきである。保証会社による債権回収では、厳しい債権回収になる可能性もある。適切にはい。	

内閣府 各府省からの第2次回答

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
198	関係府省の回答では「今年度から、中堅の保育士等に関する加算額の一部を、比較的若い階層の職員へ配分できるよう要件を一部緩和し、より使いやすいものとした」としている。 しかし、現状の現状により、年収となる職員数が削減され、より、加算要件となる技能と経験を有する職員で月額4万円未満である職員が増加する。 また、加算総額の範囲内で「月額4万円未満の職員に対する公平に支給しようとしても、月額4万円の賃金改善を行う職員数を加算対象となる副主任保育士等の半数確保する」という要件があるため、保育士の構成によれば、公平に配分することもできない。 さらに、キャリアアップの仕組みに沿った職位を設定しても、算定対象となる副主任保育士等の半数に月額4万円を配分しなければならず、加算額を職位に見合つように配分することができない。例えば、月額4万円未満で改善を行つ職員と次の職位の職員との間で賃金改善額の差が大きい場合などでの場合が生じる。 他にも、処遇改善等加算Ⅱが実施される前から、キャリアアップの仕組みを構築し、職位に応じた手当等を支給し処遇改善に努めた施設では、月額4万円の賃金改善を行う、職制階層と処遇とのバランスがとれなくなるため申請を躊躇している施設もある。 以上のことから、加算総額が各施設の戻り金により配分可能となるよう、さらなる要件の緩和を検討いただきたい。	-	【福島県】 【全国知事会】 少子化対策は我が国における喫緊の国家的課題であることから、国においては待機児童解消に向けて実行する整備や処遇改善等後育士確保に取り組むこと。 この要件を一部緩和したことの回答であるが、提案団体では見直し後の内容で支障が生じているため、当該議案について再度検討を行うこと。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	-	<p>○ 処遇改善等加算Ⅱについて、中堅の保育士等に関する加算額の一部を、比較的若い階層の職員へ配分できるよう、要件の一部緩和が行われていることについては認識しているが、提案団体を通じて、市町村によっては中堅以上の階層の職員が多く在する施設・事業所もあり、これらの中堅以上の職員に限っては、上記の要件緩和が必要であることを理解していること。</p> <p>○ なお、調査の際は、単に処遇改善等加算Ⅱを活用する施設数だけを調査するのではなく、既に活用している施設における運用上の問題点や、活用していない施設における非活用の理由についても併せて把握し、それと踏まえて柔軟な制度運用を検討していただきたい。</p>	国としては、まずは今年度の見直しによる仕組みが活用されるよう、自治体職員向けセミナーの開催等により周知を図っているところであり、今回の見直しによる加算の取得状況等について調査し、専門部会指摘の運用上の問題点等も含めて検討を行った上で、必要な対応を検討してまいりたい。	

内閣府 各府省からの第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
207	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	介護保険事業における介護保険料の再交付申請及び負担限度額認定証並びに個人番号記載の義務付け廃止	紛失や破損等による介護保険被保険者証及び負担限度額認定証並びに介護保険料の再交付申請や届出において、申請者に個人番号を記載する義務付けを廃止	【支障事例】 紛失や破損等による介護保険被保険者証及び負担限度額認定証並びに介護保険料の再交付申請や届出において、申請者に個人番号を記載する義務付けを廃止する。申請者は個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はない。申請に基づき、再交付するのみで、個人番号記載の必要性を市民に対して説明する向上につながる。 また、再交付申請件数は年間約2000件あるが、要介護状態にある高齢者が再交付にかかる処理件数が年間約100件あるため、そのため事務が煩雑となっている。 よって、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止としていただきたい。	【効果】 個人番号を入力するために、本人確認や委任状の確認等の手務があるが、個人番号記載や確認をしないことにより、時間が短縮され、能率的に運営される。個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はない。申請に基づき、再交付するのみで、個人番号記載の必要性を市民に対して説明する向上につながる。 また、再交付申請件数は年間約2000件あるが、要介護状態にある高齢者が再交付にかかる処理件数が年間約100件あるため、そのため事務が煩雑となっている。 よって、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止としていただきたい。	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 介護保険法施行規則	内閣府、厚生労働省 米沢市、浪江町、石岡市、ひたちなか市、香取市、大里郡、大堀町、山県市、田原市、山奥市、今治市、砥部町、筑後町	01介護保険被保険者証等交付申請書.pdf 02介護保険負担割合証再交付申請書.pdf	各務原市	○紛失や破損等による介護保険被保険者証及び負担限度額認定証並びに介護保険料の再交付申請等の交付申請等の届出において、申請者が個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はない。申請に基づき、再交付するのみで、個人番号記載の必要性を市民に対して説明する向上につながる。 また、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止し、個人番号記載の必要性を市民に対して説明する向上につながる。 米沢市では、年間約200件から再交付申請があり、そのうち半数が介護保険事業所にて手続続きが必要ないため、市民へ個人番号記載の必要性についての説明ができない。情報連携の必要性がないため、市民へ個人番号記載の必要性についての説明ができない。 米沢市では、年間約200件から再交付申請があり、そのうち半数が介護保険事業所にて手続続きが必要ないため、市民へ個人番号記載の必要性についての説明ができない。情報連携の必要性がないため、市民へ個人番号記載の必要性についての説明ができない。 ○マイナンバーの記入による市民の負担及び業務負担が大きい状況である一方、マイナンバーによる情報連携の必要性が大きい状況であるから、マイナンバーの記入による情報連携の必要性がある。介護保険事業所の手続は当事者が要介護の高齢者があることから、マイナンバーの記入による情報連携の必要性がある。個人が困難な人や個人認証書類を所持しない人も多く、窓口での説明や手続きに時間を要している。 介護事業者が代理申請する場合においても、マイナンバーの管理や代理申請の条件が複数あるため、個人が複数の窓口でマイナンバー欄は空欄にする人が多いと見られる。 よって、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止としていただきたい。 ○マイナンバーの記入による個人の記載が必要であることは、認めたうえで改めて個人番号を記載する必要性はないと思われる。 再交付申請者が代理申請する場合においても、マイナンバーの記入による情報連携の必要性がないことから、マイナンバー欄は空欄にする例が多見られる。市が積極で行われている。 ○個人番号記載欄は、ご本人でない方の申請が多く、共記入の場合が多いため業務の負担が大きい。 個人番号を利用して情報連携を行う必要がない業務なので、記入の義務付けの廃止及び記入欄の廃止をしていただきたい。 ○再交付申請は年間180件程度のうち、マイナンバー記載の上での申請は10件程度であり、市においても事務処理上の負担となっている。	【内閣府】 まず、厚生労働省において、提案の事務の処理におけるマイナンバー利用の必要性を確認・整理した上で、同省と連携しつつ検討する。 【内閣府】 ○介護保険における被保険者証等の交付や再交付の事務については、被保険者の情報を、個人番号を利用して検索・管理する目的により、申請者等による個人番号の記載を求めている。 提案については、介護保険事業全般における個人番号を利用した事務処理に支障がない限りにおいて、住民の負担と地方公共団体の事業負担の軽減が図られるよう、地方公共団体における運用実態も踏まえ、個人番号の記載の義務つけの要否について、関係府省と連携して検討してまいりたい。 なお、個人番号の導入にあたり、申請者が高齢であることに鑑みて、申請受付時等の対応について、申請者が自身の個人番号をわざわざかず申請書等への個人番号の記載が難しい場合には、市町村の住民基本台帳又は住民基本台帳ネットワーク等を用いて当該申請者の個人番号を検索し、概要が記載して差し支えないことを示している。	
208	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	医療保険事業における医療保険料の再交付申請及び高齢受給者証並びに資格証明書等への個人番号記載の義務付け廃止	紛失や破損等による医療保険被保険者証及び高齢受給者証並びに資格証明書等への個人番号記載の義務付けを廃止	【支障事例】 紛失や破損等による医療保険被保険者証及び高齢受給者証並びに資格証明書等の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はない。申請に基づき、再交付するのみで、個人番号記載の必要性を市民に対して説明する向上につながる。 また、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止としていただきたい。	【効果】 個人番号を入力するために、本人確認や委任状の確認等の手務があるが、個人番号の記載や確認をしないことにより、時間が短縮され、能率的に運営される。個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はない。申請に基づき、再交付するのみで、個人番号記載の必要性を市民に対して説明する向上につながる。 また、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止としていただきたい。	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 国民健康保険法施行規則	内閣府、厚生労働省 ひたちなか市、新宿区、八王子市、横浜市、川崎市、豊田市、多治見市、田原市、神奈川県、鳥取市、山陽小野田市、今治市、宮崎市	03国民健康保険被保険者証等交付申請書.pdf	各務原市	○紛失や破損等による医療保険被保険者証及び高齢受給者証並びに資格証明書等の再交付申請において、申請者が個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はない。申請に基づき、再交付するのみで、個人番号記載の必要性を市民に対して説明する向上につながる。 また、当該申請に限らず、国民健康保険事業全般において、行政側が個人番号を把握している事務手続について、個人番号の記載を義務付けている事務手続を検討するものである。 ○証の再交付事務には情報連携する必要はない。申請に基づく再交付するのみである。個人番号の記載の義務付けが軽減が図られるよう、地方公共団体における運用実態等を踏まえ、個人番号の記載の義務付けが軽減される。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。などなっております。現在、厚生労働省が連携して検討し、平成30年内に結論を得る。 ○交付は個人番号を記載してもらい情報連携する必要がある事務ではないことから、個人番号記載の義務付けを廃止及び記入欄の廃止をしていただきたい。 ○再交付申請者が代理申請する場合が多く、マイナンバーの管理や代理申請の条件が厳しく負担が大きいことから、マイナンバー欄は空欄にする例が多見られる。市が積極で行われている。 ○個人番号記載欄は、ご本人でない方の申請が多く、共記入の場合が多いため業務の負担が大きい。 個人番号を利用して情報連携を行う必要がない業務なので、記入の義務付けの廃止及び記入欄の廃止をしていただきたい。 ○再交付申請は年間180件程度のうち、マイナンバー記載の上での申請は10件程度であり、市においても事務処理上の負担となっている。	【内閣府】 ○国民健康保険法施行規則については、「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針(平成29年12月26日閣議決定)」において、「(中略)国民健康保険法施行規則(昭33厚生省令53)」において、個人番号の記載を利用した事務処理に支障がない限りにおいて、住民の負担と地方公共団体の運営実態等を踏まえ、個人番号の記載の義務付けの要否について関係府省と連携して検討してまいりたい。 ○後期高齢者医療制度についても、上記の国民健康保険と同様に、後期高齢者医療費再交付申請書「個人番号を記載する欄設け」についても、個人番号の記載の義務付けを廃止して検討する。 【厚生労働省】 ○国民健康保険法施行規則については、まず、厚生労働省において、提案の事務の処理におけるマイナンバー利用の必要性を確実に把握していただきたい。同省と連携して検討する。 ○後期高齢者医療制度については、まず、厚生労働省において、提案の事務の処理におけるマイナンバー利用の必要性を確実に把握していただきたい。同省と連携して検討する。 【厚生労働省】 ○国民健康保険法施行規則については、「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針(平成29年12月26日閣議決定)」において、「(中略)国民健康保険法施行規則(昭33厚生省令53)」において、個人番号の記載を利用した事務処理に支障がない限りにおいて、住民の負担と地方公共団体の運営実態等を踏まえ、個人番号の記載の義務付けの要否について関係府省が連携して検討し、平成30年内に結論を得る。などなっております。現在、厚生労働省が連携して検討する。 ○後期高齢者医療制度についても、上記の国民健康保険と同様に、後期高齢者医療費再交付申請書「個人番号を記載する欄設け」についても、個人番号の記載の義務付けを廃止して検討する。 ○後期高齢者医療制度においても、上記の国民健康保険と同様に、後期高齢者医療費再交付申請書「個人番号を記載する欄設け」についても、個人番号の記載の義務付けを廃止して検討する。	

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
207	申請者が自身の個人番号を記載することが難しい場合には、職員が検索、記載して差し支えないことにならぬものの、その件数が多く、事務的負担が大きくなっていること、さらに、各認の再交付の申請については、情報連携が想定されないことを考慮していただき、記入の義務付けの廃止及び記入欄の廃止を検討いただきたい。	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。	<p>○ 内閣府「番号制度担当室」において、 税分野のマイナンバー利用ではワシントン原則にのっとり、申告等の主たる手続と併せて提出され、又は申告等の後に開示して提出されるところ考えられる一部の申請書・届出書についても、マイナンバーの記載が求められる場合がある。一方で、各認の再交付の申請では、被保険者番号の記号番号を記入する場合にマイナンバーの記入を不要とするべきではないか。 ・通知カードだけでは取り扱いを助けて、再発行事務において再度マイナンバーの記入を求めることがない。 ・マイナンバーによる情報連携が行われない申請書類にマイナンバーを記入するに際しては、地方公共団体に対し、厳重な保管が求められるなどマイナンバーの記入は不要であるが、逆に連絡免許証等の本人確認書類があれば、なりますかの防止が可能であるため、マイナンバーの記入は不要とすべきではないか。 ・全国健康保険協会の健康保険被保険者証の再交付申請では、被保険者証の記号番号を記入した場合にマイナンバーの記入を不要としているところ、国民健康保険証の再交付申請についてもこれと同様の対応とすべきではないか。 ○ 厚生労働省において、 ・マイナンバーによる情報連携は、有効期限のない証を除き、最初の発行事務手続のものを使用すれば必要十分であり、再発行事務において再度マイナンバーの記入を求めることがない。 ・マイナンバーによる情報連携が行われない申請書類にマイナンバーを記入するに際しては、地方公共団体に対し、厳重な保管が求められるなどマイナンバーの記入は不要であるが、逆に連絡免許証等の本人確認書類があれば、なりますかの防止が可能であるため、マイナンバーの記入は不要とすべきではないか。 ・通知カードだけでは取り扱いを助けて、再発行事務において再度マイナンバーの記入を求めることがない。 ・マイナンバーによる情報連携が行われない申請書類にマイナンバーを記入すると、地方公共団体に対し、厳重な保管が求められるため、マイナンバーの記入は不要としているが、逆に連絡免許証等の本人確認書類があれば、なりますかの防止が可能であるため、マイナンバーの記入は不要とすべきではないか。 ・全国健康保険協会の健康保険被保険者証の再交付申請では、被保険者証の記号番号を記入した場合にマイナンバーの記入を不要としているところ、国民健康保険証の再交付申請についてもこれと同様の対応とすべきではないか。</p>	○ 介護保険制度については、関係府省と協議した結果、次のとおり検討している。 ・マイナンバーが税・社会保険共通の個人識別番号として導入されている點からすれば、個人を識別・特定（本人確認）するために、原則として、申請書にはマイナンバーが記載されるべきものである。 ・一方、各認の再交付の手続について、給付や本人情報の変更ではないことを勘案すると、マイナンバーの記載がない場合は、マイナンバーによる場合と同様に個人を識別・特定（本人確認）できる場合には、再交付の手続を受け付けることは可能であると考えられる。 ・このため、各認の再交付の申請についても、マイナンバー制度と同等の本人確認を法令上担保し上で、マイナンバーと被保険者番号の選択記載（マイナンバー記載の義務づけ廃止）を可能とする方向で検討したい。 ・検討結果に基づく具体的な措置のスケジュール等については、事務処理に支障が出ないよう、地方公共団体における運用の実態等も踏まえつつ、実施してまいりたい。
208	各認の再交付の申請については、情報連携が規定されることを考慮していただき、記入の義務付けの廃止及び記入欄の廃止を検討いただきたい。	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	<p>○ 内閣府「番号制度担当室」において、 税分野のマイナンバー利用ではワシントン原則にのっとり、申告等の主たる手続と併せて提出され、又は申告等の後に開示して提出されるところ考えられる一部の申請書・届出書についても、マイナンバーの記載が求められる場合がある。一方で、各認の再交付の手続においては、被保険者番号の記号番号を記入する場合にマイナンバーの記入を不要とするべきではないか。 ・通知カードだけでは取り扱いを助けて、再発行事務において再度マイナンバーの記入を求めることがない。 ・マイナンバーによる情報連携が行われない申請書類にマイナンバーを記入すると、地方公共団体に対し、厳重な保管が求められるため、マイナンバーの記入は不要としているが、逆に連絡免許証等の本人確認書類があれば、なりますかの防止が可能であるため、マイナンバーの記入は不要とすべきではないか。 ・全国健康保険協会の健康保険被保険者証の再交付申請では、被保険者証の記号番号を記入した場合にマイナンバーの記入を不要としているところ、国民健康保険証の再交付申請についてもこれと同様の対応とすべきではないか。 ○ 厚生労働省において、 ・マイナンバーによる情報連携は、有効期限のない証を除き、最初の発行事務手続のものを使用すれば必要十分であり、再発行事務において再度マイナンバーの記入を求めることがない。 ・マイナンバーによる情報連携が行われない申請書類にマイナンバーを記入すると、地方公共団体に対し、厳重な保管が求められるため、マイナンバーの記入は不要としているが、逆に連絡免許証等の本人確認書類があれば、なりますかの防止が可能であるため、マイナンバーの記入は不要とすべきではないか。 ・全国健康保険協会の健康保険被保険者証の再交付申請では、被保険者証の記号番号を記入した場合にマイナンバーの記入を不要としているところ、国民健康保険証の再交付申請についてもこれと同様の対応とすべきではないか。</p>	○ 国民健康保険制度については、関係府省と協議した結果、次のとおり検討している。 ・マイナンバーが税・社会保険共通の個人識別番号として導入されている点からすれば、個人を識別・特定（本人確認）するために、原則として、申請書にはマイナンバーが記載されるべきものである。 ・一方、各認の再交付の手続については、給付や本人情報の変更ではないことを勘案すると、マイナンバーの記載がない場合は、マイナンバーによる場合と同様に個人を識別・特定（本人確認）できる場合には、再交付の手続を受け付けることは可能であると考えられる。 ・このため、各認の再交付の申請についても、マイナンバー制度と同等の本人確認を法令上担保し上で、マイナンバーと被保険者番号の選択記載（マイナンバー記載の義務づけ廃止）を可能とする方向で検討したい。 ・検討結果に基づく具体的な措置のスケジュール等については、事務処理に支障が出ないよう、地方公共団体における運用の実態等も踏まえつつ、実施してまいりたい。 ・後期高齢者医療制度においても、上記の国民健康保険と同様の取り扱いを可能とする方向で検討したい。

内閣府 各府省からの第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
209	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	障がい者福祉事務における届出申請等による自立支援医療受給者証や身体障害者手帳、精神障害者手帳の再交付申請等への個人番号記載の義務付け廃止	【支障事例】 届出や破損等による自立支援医療受給者証や身体障害者手帳、精神障害者手帳の再交付申請等への個人番号記載の義務付け廃止	【効果】 個人番号を入力するために、本人確認や委任状の確認等の業務があるが、個人番号の誤認や確認をしないことにより、時間が短縮され、能率的に業務が進められる。また、申請者の負担も軽減される。地域相談支援受給者証、療養介護受給者証の再交付申請等を交付することができる。また、待合時間の短縮により市民サービスの向上につながる。	行政手続きにおける個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の規定	内閣府、厚生労働省	各務原市	○4障害者手帳記載事項 明書 再発行申請書.pdf 05自立支援医療受給者証、療養介護受給者証 再交付申請書.pdf 06受給者証再交付申請書.pdf 07身体障害者手帳申請書.pdf 08福祉医療受給者証再交付申請書.pdf	宮城県、浪江町、ひたちなか市、川崎市、大分県、福岡市、佐賀県、鹿児島市、大分県、熊本県、今治市、熊本市、大分県	○届出や破損等による自立支援医療受給者証や身体障害者手帳、精神障害者手帳の再交付申請等への個人番号記載の義務付け廃止による、個人番号の誤認や確認をしないことにより、時間が短縮され、能率的に業務が進められる。また、申請者の負担も軽減される。地域相談支援受給者証、療養介護受給者証の再交付申請等を交付することができる。また、待合時間の短縮により市民サービスの向上につながる。	【内閣府】 まず、厚生労働省において、提案の事務の処理におけるマイナンバーの利用の必要性を確認・整理した上で、同省と連携しつつ、各府省に依頼する。 【内閣府】 障害保健福祉事務における各種再交付申請等については、受給者証等の手損、滅失等により申請者が受給者番号等の記載をめざすが困難な場合に、個人番号から申請者を一意に特定して資格情報を呼び出して確認することが可能であることから、申請時に個人番号の記載を要めている。 提案については、障害保健福祉事務全体における個人番号を利用した事務処理に支障がない限りにおいて、住民の負担と地方公共団体の事務負担の軽減が図られるよう、地方公共団体における運用の実態等も踏まえ、個人番号の記載の義務づけの実効性について検討していただきたい。	【内閣府】 まず、厚生労働省において、提案の事務の処理におけるマイナンバーの利用の必要性を確認・整理した上で、同省と連携しつつ、各府省に依頼する。 【内閣府】 障害保健福祉事務における各種再交付申請等については、受給者証等の手損、滅失等により申請者が受給者番号等の記載をめざすが困難な場合に、個人番号から申請者を一意に特定して資格情報を呼び出して確認することが可能であることから、申請時に個人番号の記載を要めている。 提案については、障害保健福祉事務全体における個人番号を利用した事務処理に支障がない限りにおいて、住民の負担と地方公共団体の事務負担の軽減が図られるよう、地方公共団体における運用の実態等も踏まえ、個人番号の記載の義務づけの実効性について検討していただきたい。
211	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	共同保育の実施可能な日における適用拡大	保育所等が、自園の現園に加えて他の保育所を利用している現園も受け入れて保育を行う共同保育について、現状実施が認められている土曜日の現園に加え、同様に利用児童の少ないお盆、年末年始(12月23日～26日)、お正月(1月2日～3日)以外の12月28日～1月4日等に適用範囲を拡大して欲しい。	現园、土曜日のみ、近隣の保育所等が連携し、1か所の保育所等で共同保育することと認められているが、その他の場合、保育所等で提供される保育は、現园について、現状実施が認められている土曜日の現園に加え、同様に利用児童の少ないお盆、年末年始(12月23日～26日)、お正月(1月2日～3日)以外の12月28日～1月4日等に適用範囲を拡大して欲しい。	例えば3つの施設で共同保育を行ふ場合、4名の職員が休暇を取れる可能性があり、保育士の負担軽減となることで、就労促進や定着率の向上など保育を提供することは認められない。	内閣府、厚生労働省	大阪市、兵庫県、山口県、和歌山県、鳥取県、徳島県	-	仙台市、福島県、山県市、貝塚市、出雲市	○本市において、同一施設主体で、保育所・夜間保育所等が連携して立地している施設が存在しており、土曜日の共同保育を行っているが、盆・年末年始等においては、提案内容と同様に、それぞれの入所児童の職員配置基準を満たすよう、勤務形態を調整している。 本提案は、保育の質を低めさせることなく、保育士の業務軽減が可能になり、保育士の定着化に貢献するものである。 ○お盆や年末年始等における利用者が少ない期間において共同保育を実施することと、市内の事業者よりお盆期間中の共同保育実施について相談を受けたことである。一定の効果は見込める。	お盆や年末年始等、保育所等の利用現況が少ない場合には、近隣の保育所等が連携し、1か所の保育所等で共同保育するには、保育士等の勤務環境改善につながるものであり、各市区町村の判断により、実施することができるため、対応済みである。	なお、土曜日について常態的に閉所する場合には公定價格上の減算の措置があるが、お盆や年末年始等についてはそのような措置はない。
212	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害援護賃貸金の月賦償還の採用	自治体が被災者の生活再建のために貸付ける「災害援護資金」の返済方法について、見直しを提案するもの。	災害援護資金の償還は、年賦償還又は半年賦償還が原則となっている。もちろん少額の世帯への貸付けが多い中、年賦・半年賦償還では、1回あたりの償還額が大きい(1回の償還あたり10万円～60万円が想定)ため、貸付金の償納のリスクが非常に高い。 現在も分納の現行・事務処理を経て月賦での償還を行ふことは可能だが、現行では、分納の現行を行わずに最初から月賦での支払いを選択したいとの意見が多い。	災害援護資金の支給等に関する法律施行令第7条第3項に定める災害援護資金貸付金の支給方法について、「年賦償還又は半年賦償還」から「年賦償還、半年賦償還又は月賦償還」とすることにより、個別に分納の契約・事務処理を経ることなく、月賦償還が可能になり、さらに、1回あたりの償還額が減少するため、被災者の滞納リスクを軽減することができる。	災害援護資金の支給等に関する法律施行令第7条第3項	内閣府	熊本市	須賀川市、新潟市、山県市、浜松市、京都市、福知山市、広島市、府防市、宮崎市	○災害援護資金の貸付けは、所得の低い方が対象となっていることから分納延滞などの債務整理が必要となる事案が発生しており、償還方法の見直しが必要である。 ○経済的に裕福な無い方が貸付金を申請されるため、災害援護資金の年賦償還又は半年賦償還の回当時の金額に対する負担感が大きく、借入人の高齢層などに多く見られる。また、年齢層による金額の差異や、負担感を持つような借入に対し、1回分の納付金額を分割して支払うリスクの軽減が望まる。 ○本市においても、月賦であれば償還可能との債務者がいることから、制度改正により、滞納リスクを軽減することができる。 ○災害援護資金の貸付けを受ける者は、そもそも所得世帯が多数を占めており、生活に必要な資力を持つ者は少ない。そのため、年賦償還又は半年賦償還による債務整理が困難である。 ○いわゆる「滞納となつた債務」については分割納付による債務承認を行うことも出来るが、滞納を未然に防ぐことが重要であるため月賦償還も選択肢に含めていただきたい。	○災害援護資金の貸付けについては、「災害慰労金の支給等に関する法律」(昭和48年法律第82号)に基づく公的貸付制度であり、市町村の固有事務として、市町村が実施主体となり貸付けを行っているところである。 ○災害援護資金の貸付方法については、その債権管理の事務の簡素化を図るために月賦償還を採用せず、「災害慰労金の支給等に関する法律施行令」(昭和48年法律第82号)第7条第3項において、年賦償還又は半年賦償還によるものと規定しているが、年賦償還の回当時の金額に対する負担感が大きく、借入人の高齢層などに多く見られる。また、年齢層による金額の差異や、負担感を持つような借入に対し、1回分の納付金額を分割して支払うリスクの軽減が望まる。 ○本市においても、月賦であれば償還可能との債務者がいることから、制度改正により、滞納リスクを軽減することができる。 ○災害援護資金の貸付けを受ける者は、そもそも所得世帯が多数を占めており、生活に必要な資力を持つ者は少ない。そのため、年賦償還又は半年賦償還による債務整理が困難である。 ○いわゆる「滞納となつた債務」については分割納付による債務承認を行うことも出来るが、滞納を未然に防ぐことが重要であるため月賦償還も選択肢に含めていただきたい。	

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
209	各証の再交付の申請については、情報連携が想定されないことを考慮していただき、記入の義務付けの廃止及び記入欄の廃止を検討いただきたい。	【静岡県】 障害保険福祉事業全体会における個人番号を利用した事務処理に支障がない限りにおいて、住民登録と地方公共団体の事務負担の軽減が図られるよう、既に発行済みである受給者証等の再交付申請においては個人番号を記載する義務付けを廃止するよう、引き続き希望する。【今治市】 各種受給者証の再交付申請について、個人番号の記載がなくとも、申請書に通常記載する氏名、生年月日、住所等の情報により資格情報を特定できるものである。情報連携を行わないのに不用な個人番号を取得することは、個人情報漏洩のリスクを高めるだけである。各自治体の事務負担軽減どころか増大しているものと考える。 また、申請者が個人番号を記載してもらうのが本人を特定するためであるとするなら、情報連携整備のために申請者から個人番号を取得することは、本来の目的ではないと思われ、この点からも市民の方への説明は困難である。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。	○ 内閣府【番号制度担当室】において、税分野のマイナンバー利用ではワシントン原則にのっとり、申告等の主たる手続と併せて個人識別番号として導入されている點からすれば、個人を識別・特定(本人確認)するために、原則として、申請書にはマイナンバーが記載されるべきものであります。一方で、個人番号を記載する場合、個人の手帳類等での記載や個人番号カード等の記載が複数ある場合は、マイナンバーの記入は不要とすべきではないか。 ・通知カード付ではありますしを記載です。再発行手続の本人確認手段として不十分であることは、運転免許證等の本人確認書類も必要となるが、逆に運転免許證等の本人確認書類があれば、なりすましの防止が可能であるため、マイナンバーの記入は不要とすべきではないか。 ・一方、各証の再交付の手続については、給付や本人情報の変更ではないことを勘案すると、マイナンバーの記載がない場合であっても、マイナンバーによる場合と同様度に、個人を識別・特定(本人確認)できる場合には、再交付の手続を受け付けることは可能であると考えられる。 ・ただ、次回答で述べたおり、身体障害者手帳については更新の仕組みが無いという制度であるなど考え方を異なる場合は、改めて検討してもらいたい。 ○ 厚生労働省においては、 ・マイナンバーによる情報連携は、有効期限のない証を除き、最初の発行手続のものを使用すれば必要十分であり、再発行事務において再度マイナンバーの記入を求めることが不要とすべきではないか。 ・マイナンバーによる情報連携が行われない申請書類にマイナンバー記入する場合、地方公共団体、医療機関等が申請に伴うときにマイナンバーの記入は不要とされているが、これは、申請書類にマイナンバーの記入を不要としているところ、国民健康保険証の再交付申請に記入した場合にマイナンバーの記入を不要としているところ、国民健康保険証の再交付申請についてもこれと同様の対応とすべきではないか。 ・検討結果に基づく具体的な措置のスケジュール等については、事務処理に支障が出ないよう、地方公共団体における運用の実態等も踏まえつつ、実施してまいりたい。	○ お盆保健福祉事務については、関係府省と協議した結果、次のとおり検討している。 ・マイナンバーが税・社会保障共通の個人識別番号として導入されている點からすれば、個人を識別・特定(本人確認)するために、原則として、申請書にはマイナンバーが記載されるべきものであります。一方で、個人番号を記載する場合、個人の手帳類等での記載や個人番号カード等の記載が複数ある場合は、マイナンバーの記入は不要とすべきではないか。 ・一方、各証の再交付の手続については、給付や本人情報の変更ではないことを勘案すると、マイナンバーの記載がない場合であっても、マイナンバーによる場合と同様度に、個人を識別・特定(本人確認)できる場合には、再交付の手続を受け付けることは可能であると考えられる。 ・ただ、次回答で述べたおり、身体障害者手帳については更新の仕組みが無いという制度であるなど考え方を異なる場合は、改めて検討してもらいたい。 ・検討結果に基づく具体的な措置のスケジュール等については、事務処理に支障が出ないよう、地方公共団体における運用の実態等も踏まえつつ、実施してまいりたい。		
211	本提案について、保育士等の勤務環境改善につながるヒントを示し、共同保育が可能である旨を示していたいたいことは、本市提案の趣旨を理解いただいたものと考えている。 ただ、お盆や年末年始等、保育所等の利用児童が少ない場合は、各自治体の判断により共同保育ができるあるということである。その根拠が明らかでない。 現状のまま、土曜日以外における共同保育が認められてしまうと、朝夕等の児童が少数となる時間帯においても共同保育は可能となる事があるのか、また、地域型保育事業の利用児童を優先的に受け入れる場合もあるのである。共同保育が可能となる範囲も整理できないし、各自治体の判断で無理難題に認めて貰われるのではないか。申請時に判断を差し、その根拠が示すところに提出して貰いたい。 以前本市から貴省に確認した際には、共同保育は認められないというご回答をいただいていることや、児童福祉法等の法令や厚生労働省の過去の通知にも共同保育についての規定が確認できなかったこともあるので、共同保育が可能であることの根拠やその範囲等についての通知等で明確化していただきたい。	【仙台市】 土曜日以外でも利用児童が少ない場合に共同保育が可能であるとの根拠となる資料(通知等)をご教示いただきたい。特段無い場合は、通知やOA等により、土曜日以外でも共同保育が可能であり、減算措置も無い旨を明示していただきお願いする。(現在は実施できないと理解している自治体がある程度存在するからこそ、このような提案が複数自治体から出されているものであり、自治体によって認識に差が出ないよう対応願いたい)	【全国知事会】 所管府省からの回答が「対応済み」となっているが、根拠を明らかにして十分な周知を行うべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「我が規定により対応可能」となっているが、十分な周知を行うこと。	○ 第1次回答では、お盆や年末年始等、保育所等の利用児童が少ない場合に各自治体の判断で共同保育が実施可能であることが示されたところ、提案団体をはじめ自治体では必ずしもその旨が認識されていないため、通知等で周知・明確化していただきたい。	お盆や年末年始等、保育所等の利用児童が少ない場合に、近隣の保育所等が連携し、1カ所の保育所等で共同保育することが、保育士等の勤務環境改善につながるものであり、各市区町村の判断により、実施することができる旨について、自治体に周知等を行ってまいりたい。		
212	月賦償還を採用することによる市町村の事務負担が懸念されているところであるが、本制度で市町村が抱える負担は、事務負担よりも嵩むる額が発生することによる市町村の財政負担であり、これを削減するために、より利用者が償還しやすい月賦償還を採用することで、月賦償還率を向上させることこれが本制度の目的である。 月賦償還は、利用者が支払った元利金を返済する方法であり、分納の相談を受けた後、利用者の資力等を聞き取り調査した上で、分納契約を取り交わす等、まさにこの手続きが大きな事務負担となっている。 現行の少額償還の金利は、年間、半年期を月割りしたものになっている。一方、制度として月賦償還を導入した場合、金利計算を月ごとで行つて、支払利息が少額償還よりも低額になるという利点がある。 以上のことから、現行制度で提案内容が達成されているとは考えにくい。	【宮崎市】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 所管府省は、当該提案については現行規定で対応可能であるとの見解を示しているが、現行規定での対応では分納契約といった事務負担や、年賦、半年期により一度の償還額が高額になることで債務者の負担感・溝引リスクの発生といった支障が生じているため、施行令上月賦償還を位置づけるよう検討すべきである。 【全国町会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	【全国知事会】 (八戸市) ○ 八戸市等の被災人に立ち下がれない被災者が、保険会社等から被災の届けを受けた場合、現行の災害弔慰金等の支給等に関する法律施行令第8条第1項に規定する「保険人」を立ててここに該当し、災害弔慰金等の受けが可能であることはできないか。 ○ 町会等は、日本防衛教育振興会が監修した料金表(年賃料2%未満で保険金を提供できていることを踏まえ、保険会社の保険金を利用する条件を満たす被災者の還済能力を比較しないか。 ○ 市町村が自分で定める上限額に達しない場合でも、被災者が無理なく済済可能な貸付けを行うことができるよう、条例により借家人の還済能力に応じた貸付けとすることが可能であることを明確化すべきではないか。 〔熊本市〕 市町村が各例により地域の実情に応じた償還方法を定めることができるよう、現行の災害弔慰金等の支給等に関する法律施行令第7条第3項に規定する「年賦償還又は半年賦償還」の方法について、例えは、「年賦償還、半年賦償還」他の市町村が定める割別の方法と見直すなどにより、月賦償還に応じない市町村に配慮しつつ、あえて月賦償還を選択したい市町村が選べる仕組みとすべきではないか。	○ 月賦償還により、市町村の事務負担が増える懸念はあるものの、一度の償還額が低く抑えられるという点で借受人が償還しやすいことから、一定程度の準備を防ぐことが期待できること、また、金利計算を月ごとで行つてから支払利息の総額が若干下がるという借受人にとってのメリットもあることから、月賦償還の採用について検討したい。			

内閣府 各府省からの第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	各府省からの第1次回答	
	区分	分野									団体名	支障事例	
215	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害救助法の事務処理に必要な帳簿書式の統一化及び記載内容の簡素化	災害救助法で定められている「救助事務の処理に必要な帳簿書式」は多岐にわたり、作成に多くの時間とを要するものとなっている。また、書式の複数性によって多くの手間とコストがかかる。作業負担が大きかった。特に生活必需品の輸送記録表は、「いつ」「どこに」「誰の分を」「いくらで届けなければ」と、迅速な救助対応に支障を来している。	災害救助法の事務処理に必要な書類の統一化及び記載内容の簡素化を行うことにより、帳簿書式作成に要する手間や記載ミスが減り、災害復旧業務に集中できる。	災害救助法による救助の実施について(昭和40年5月11日付け社説第99号)	内閣府	熊本市	一	ひたちなか市、石川県、山県市、田原市、京都市、岡山市、大村市、宮崎市	○現在、災害救助法における救助事務の処理に必要な帳簿書式は多岐にわたり、作成に多くの時間とを要するものとなっている。内容の簡略化をお願いすると共に、各種式明確な記載例を明示いたなど、災害の有無に問わらず、事前に周知していただけます。	○災害救助法による救助の実施については、法令及び交付要綱によるほか、円滑な救助の実施のため、災害救助法による救助の実施について昭和40年5月11日付厚生省社会局長通知によることとされているところ。	○災害救助法による救助の実施については、法令及び交付要綱によるほか、円滑な救助の実施のため、災害救助法による救助の実施について昭和40年5月11日付厚生省社会局長通知によることとされているところ。
216	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害救助法の民間賃貸住宅の借上型仮設住宅における現金給付の適用	被災者が民間賃貸住宅の借上型仮設住宅における現金給付の適用を受けるために、現金給付の適用と併用する「みなし仮設」の貸与と、借主である被災者の負担となる「みなし仮設」の賃貸料の支拂いが混在する。また、災害救助法における現金給付の適用と併用する「みなし仮設」の賃貸料の支拂いが混在する。現金給付の適用と併用する「みなし仮設」の賃貸料の支拂いが混在する。現金給付の適用と併用する「みなし仮設」の賃貸料の支拂いが混在する。	「みなし仮設」家賃の一部の被災者負担制度の導入により、現金給付の適用と併用する「みなし仮設」の賃貸料の支拂いが混在する。また、現金給付の適用と併用する「みなし仮設」の賃貸料の支拂いが混在する。また、現金給付の適用と併用する「みなし仮設」の賃貸料の支拂いが混在する。	災害救助法第4条	内閣府	熊本市	一	山県市、京都府、岡山市	○現行の災害救助法においては、災害により、現に救助を必要とする被災者に対して、住まいを提供し、物貢や食事等が行われる。被災者に対する現金給付の適用と併用する「みなし仮設」の賃貸料の支拂いが混在する。また、現金給付の適用と併用する「みなし仮設」の賃貸料の支拂いが混在する。また、現金給付の適用と併用する「みなし仮設」の賃貸料の支拂いが混在する。	○現行の災害救助法においては、災害により、現に救助を必要とする被災者に対して、住まいを提供し、物貢や食事等が行われる。被災者に対する現金給付の適用と併用する「みなし仮設」の賃貸料の支拂いが混在する。また、現金給付の適用と併用する「みなし仮設」の賃貸料の支拂いが混在する。また、現金給付の適用と併用する「みなし仮設」の賃貸料の支拂いが混在する。	
228	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育所型事業所内保育事業の受け入れ児童の拡充について	○事業所内保育事業は原則9歳未満の子ども対象とした事業でありますが、保育所型事業所内保育事業の受け入れ児童の拡充についても同様に3歳児以上までの受け入れが可能となり、地域内保育給付の対象となる。○現在の特区による保育事業者が運営する施設において、3歳以上の保育認定子どもとの受け入れが可能となり、地域型保育給付の対象となる。	○事業所の保育施設については、企業運営保育事業(認可外保育)での認定が得られないが、信頼性の高い認可保育としての立派を希望する事業所にとっては、現行規制では3~5歳児は受け入れられない。	○大規模の事業所内保育施設の整備が行いやすくなり、保育の受け皿増加に寄与する。	内閣府、厚生労働省	沖縄市	一	盛岡市、花巻市、山県市、豊中市	○事業所内保育所を含む家庭的保育事業の認定においては、連携施設の運営に必要な費用に含まれる。事業者の参入が促進されることが考えられ、待機児童の解消に繋がるものと思われる。	○事業所内保育事業においては、人口減少地域や難産、認定こども園など3歳以上児を受け入れる施設の確保が困難である地域や、満3歳以上児用の待機児童が発生している地域等、特段の事情がある場合には、3歳以上の児童を受け入れることを想定しており、現行制度においても対応が可能である。	○事業所内保育事業においては、人口減少地域や難産、認定こども園など3歳以上児を受け入れる施設の確保が困難である地域や、満3歳以上児用の待機児童が発生している地域等、特段の事情がある場合には、3歳以上の児童を受け入れることを想定しており、現行制度においても対応が可能である。

内閣府 各府省からの第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
230	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育教諭の経過措置の延長	幼保連携型認定こども園の職員配置基準に係る特例措置の期間延長	現在、幼保連携型認定こども園において勤務する保育教諭は、保育士か幼稚園教諭のいずれかの資格を有する必要がありますが、平成31年度までには経過措置として、どちらかの資格を有する保育教諭となることになります。そのため、現在は、保育教諭の資格を有する職員が増加している一方で、幼稚園教諭の資格を有する職員が減少している状況で、保育現場に十分な余裕がなく、また、幼稚園教諭の養成機関も限られているため、平成31年度までの特例措置の期間までに市内の保育教諭が必要な資格を取得することは困難な状態となっています。この状態で、特例措置が終了すると、幼保連携型認定こども園への円滑な移行や、幼保連携型認定こども園における保育等が実施できなくなり、子どもを預かっても残らなくなったり住民に混乱が生じることが予想される。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	内閣府、文部科学省、厚生労働省	館山市	-	旭川市、仙台市、秋田市、船橋市、横浜市、須藤市、千葉市、豊田市、田原市、草津市、大坂市、八尾市、兵庫県、神戸市、兵庫市、佐世保市、長崎市、五島市、宮古島市、松浦市、熊本市、九州地方知事会	〇厚生労働省は幼稚園教諭免許所持者に係る「5年後見直し」については、平成30年5月28日に開催した子ども・子育て会議において議論が開始されたところであるが、検討項目として「幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格の特例」を挙げている。 ○会議では、認定こども園団体、自治体関係者等が構成員となっているが、5月28日の会議の場では、本特例を延長して欲しい旨の意見が述べられている。 ○今後、引き続き、同会議において議論を行い、その方向性を定める予定である。	子ども・子育て支援新制度におけるいわゆる「5年後見直し」については、平成30年5月28日に開催した子ども・子育て会議において議論が開始されたところであるが、検討項目として「幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格の特例」を挙げている。 ○会議では、認定こども園団体、自治体関係者等が構成員となっているが、5月28日の会議の場では、本特例を延長して欲しい旨の意見が述べられている。 ○今後、引き続き、同会議において議論を行い、その方向性を定める予定である。	

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
230	平成31年度末に経過措置期間が終了すると、規定どおりの職員配置ができず、園運営に支障が生じるため、提案内容どおり対処願いたい。	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。	<p>○「今後、引き続き、子ども・子育て会議において議論を行い、その方向性を定める」という1次回答だったが、保育教諭等の資格要件に係る経過措置の延長については、地方自治体だけでなく、子ども・子育て会議において、多くの教育・保育業界団体から意見を述べる声が上げられており、職員登録簿における保育・教育の現場及び行政において多大な支障が発生することを踏まれば、当然措置すべきではない。 ○、今後の議論のスケジュールを示すとともに、早期に経過措置を延長する旨を示すべきではないか。</p>	次回の子ども・子育て会議において、現状等を踏まえながら、「幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格の特例」等についての見直しの方向性について議論を行う予定である。

内閣府 各府省からの第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	各府省からの第1次回答	
	区分	分野											
263	B 地方に対する規制緩和	その他	地方創生推進交付金における間接補助金の交付完了日の見直し	地方創生推進交付金について、間接補助を行いう場合、年度末までに間接補助金の交付完了日の見直しを行う場合、現状の交付手続では十分な事業期間を確保できないことから、間接補助金の交付完了日の見直しを求める	間接補助金の交付完了日が見直されることで、切れ目ない支援が可能となり、事業における確実な目的達成が可能となる。	地方創生推進交付金交付委嘱	内閣府	筑北村	-	北海道、盛岡市、宮城県、福島県、横浜市、川崎市、神奈川県、千葉市、長野県、長野市、上田市、佐久市、佐久穂町、南箕輪町、松川町、玉村町、山梨県、名古屋市、小牧市、京都府、宮津市、鳥取県、高岡市、愛媛県、八幡浜市、松浦市、大分県、沖縄県	○地方創生交付金は、年次末までに間接補助金の交付を完了しなければならない年度末の3月13日の既定の支拂期日と合わせて支拂期日である。事業者においては、支拂期日を超過して支拂う場合は、支拂期日として支拂うべき支拂期日となる。○地方創生推進交付金交付委嘱第15条第2項において概算払いの規定(現在の運用では財務省主計局の指導があることを考慮し原則交付決定額の90%を上限)があり、仮に交付決定額の全額概算払い可能となつても、間接補助金の交付完了日の考え方が見直されなければ、切れ目ない支援ができない。	間接補助事業等を行う場合に年度内に間接補助金等の交付を完了しなければならないことについては、「実績に基づいて補助等を交付する場合における精算額の算定について」(昭和30年11月17日財務省令事務連絡)により、「間接補助金等の交付がなければ補助事業等が完了したとはいえない」と明記に示されている。これは、国の補助金等全体に対する統一的ルールであるため、地方創生推進交付金についても当該ルールに抵触する制度変更是困難。	
274	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	家庭的保育事業所による連携施設の拡充	1. 連携施設の確保における「保育所」による連携施設の拡充 ① 認託保育所 ② 企業主導型保育事業所 ③ 特別小規模保育事業所 2. 代替保育の連携施設の確保を求めないとする場合(事業実施場所において代替保育が提供される場合)の要件や運用上の取り扱いを明確化すること。	1. 現在、連携施設の対象としての「保育所」は、国の施行通知において「認可施設」による連携施設の確保が進むと考えられる。認託保育所、企業主導型保育事業所、特別小規模保育事業所(認可対象年齢の拡大)を加えることによる適切な運用を図ることができる。 2. 代替保育の連携施設の確保を求めないとする場合には、事業実施場所で代替保育が提供される場合、「事業規模を勘案して小規模保育事業人型事業者等と同等の能力を有する」としての要件を設けることとする。 ① 各区市町村が独自に用いた家庭的保育者の補助要員 ② 具員の扶養等に備え、扶養員等おもに保育事業者が、自社雇用の保育士を認めし適切に対応している場合(同 法人に連携施設として認めることが可能か)	○保育所(認可施設)以外の選択肢が広がり、連携施設の確保が進むと考えられる。 ○家庭的保育事業等における保育の質を担保しつつ、連携施設確保の例外規定の適用を図ることができる。 2. 代替保育は、地方分権改革提案を受け、家庭的保育事業等の設施及び運営に関する基準の一部改正(平成30年4月27日付)により、「連携施設の確保の例外」として、一定の要件を満たすときは、事業実施場所で代替保育が提供される場合、「事業規模を勘案して小規模保育事業人型事業者等と同等の能力を有する」としての要件を設けることとする。 ① 各区市町村が認める者の判断に、支拂が生じている。(下例参照) ② 具員の扶養等に備え、扶養員等おもに保育事業者が、自社雇用の保育士を認めし適切に対応している場合(同 法人に連携施設として認められることが可能か)	児童福祉法第34条の16第1項および第2項、家庭的保育事業等の設施及び運営に関する基準の適用範囲と連携施設の運営上の取扱いに関する基準の適用範囲の区分、及び運営上の取扱いについて(「児童発905第2号」)、練馬区家庭的保育事業等の設施及び運営の基準に関する条例第6条	内閣府、厚生労働省	特別区長会	-	盛岡市、神戸市	○連携施設の対象として企業主導型保育事業所の追加に賛同。	(1)について) ○保育の受け皿確保に当たっては、一定の保育の質が確保されて認め可保育所を中心に整備していくことが必要と考えております。 ○保育の受け皿としての利用ルートにより、事業実施場所の経費に充当できることができます。 ○家庭的保育事業等における連携施設の設定は、代替保育の提供や集団保育を受ける機会の提供など保育の質の向上の面でも重要な位置を占めています。 ○連携施設の役割は、地域の保育の中心的機能を有し、連携施設としての機能を統合的に担うべきものである。 ○連携施設の運営の責任者は、保育の質が確保されるよう責任を負うべきものである。 (2)について) ○ご指摘の「小規模保育事業A型事業者等」と同様の能力を有する市町村が認める者」については、事業規模や保育数等を考慮し、当該事業所の本業の業務に支拂が出て、適切な業務を遂行できる事業者を想定しており、対応済みである。

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
263	<p>「これは、国の補助金等全体に対する統一的なルールであるため、地方創生推進交付金についても当該ルールに抵触する制度変更是困難」との回答であるが、補助事業を担う地方の実態を踏まえて、政府全体として間接補助金のあり方そのものを見直すことはできない。</p> <p>また、既に政府全体での見直しの検討が難しいとしても、地方創生推進交付金の運用面の改善で、支援事例の解消を検討されたい。</p> <p><例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方創生推進交付金交付要綱第15条第2項における概算払いの規定は交付決定額の90%までとなっているが、全額概算払いを可能とする。 ・その上で、概算払い額を3月31日までに間接補助事業者に交付し、翌年度の4月10日までに実績報告することで金額を確定する。 	-	-	-	<p>【全国知事会】 地方創生推進交付金については、その内容や規模について地方の意見等を十分に踏まえるとともに、地方創生の更なる深化や取組みの全国展開に向けて、地方の実情を踏まえた、より弾力的で柔軟な制度へと変化させるべきである。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>		<p>地方創生推進事務局としては、「国の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。」財政法第11条)、「各会計年度における経費は、その年度の歳入を以て、これを支拂ひなければならない。(同法第11条)等の法律の規定及びこれららの具体的な表示(昭和30年1月1日改正の年金制度改定に関する内閣府令第1号)等に付記して置かなければならぬものとして、地方創生推進交付金を適用している。本運用については、国の補助金に係る統一的なルールに基づくものであり、当事務局のみの判断でこれを変更することはできない。</p>
274	<p>(1について) 連携施設の確保にあたっては、保育の質を担保していくことの重要性は認識している。</p> <p>○3つの項目のうち「保育内容の支援」を担う連携施設は、引き続き、認可保育所を中心に確保すべきである。</p> <p>○「卒園後の受け皿」としての連携施設の整備に向けては、区市町村としての取り組みとして、卒園児を受け入れるための連携施設の対象を増やす必要がある。しかし、幼稚園、認定こども園との連携を進めているが、保護者のニーズや希望に沿った受け皿にはなりにくいため、現状では、認可保育所の整備以外の選択肢がない。</p> <p>○「卒園後の受け皿」としての連携施設は、1対1ではなく、1つの家庭的保育事業者が複数の施設を確保することも可能。本提案の保育施設については、保育の質も十分担保されていると考えているため、認可保育所を中心に確保を囲りつつ、第2・第3の連携先として、本件による拠点は認めており、認可保育所を確保するにあたり、連携施設の登録の登録料の負担もかかる。中、経過措置の登録料を負担するに伴う負担が大きい。また、認可登録料を負担するに伴う登録料の負担もかかる。保育の受け皿と保育の質の確保に取り組むためには、当然に延長されるべきではない。</p> <p>○代替保育が地方分権改革を提案により要件が緩和されたことと同様に、「卒園後の受け皿」にかかる連携施設に限らず充実することも可能ではない。</p> <p>○なお、現行の基準(省令)では、3つの項目を一括的に規定し、対象施設も共通である。しかし、それぞれの趣旨が異なるため、3つの項目ごとに、対象とすることがができる施設を定めるよう検討してはどうか。</p>	-	-	-	<p>【全国知事会】 「従るべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限るべきとの地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえます。 ①「卒園後の受け皿」としての連携施設の整備に向けては、区市町村としての取り組みとして、卒園児を受け入れるための連携施設の対象を増やす必要がある。しかし、幼稚園、認定こども園との連携を進めているが、保護者のニーズや希望に沿った受け皿にはなりにくいため、現状では、認可保育所の整備以外の選択肢がない。</p> <p>○「卒園後の受け皿」としての連携施設は、1対1ではなく、1つの家庭的保育事業者が複数の施設を確保することも可能。本提案の保育施設については、保育の質も十分担保されていると考えているため、認可保育所を中心に確保を囲りつつ、第2・第3の連携先として、本件による拠点は認めており、認可保育所を確保するにあたり、連携施設の登録料の負担もかかる。中、経過措置の登録料を負担するに伴う負担が大きい。また、認可登録料を負担するに伴う登録料の負担もかかる。保育の受け皿と保育の質の確保に取り組むためには、当然に延長されるべきではない。</p> <p>○代替保育が地方分権改革を提案により要件が緩和されたことと同様に、「卒園後の受け皿」にかかる連携施設に限らず充実することも可能ではない。</p> <p>○なお、現行の基準(省令)では、3つの項目を一括的に規定し、対象施設も共通である。しかし、それぞれの趣旨が異なるため、3つの項目ごとに、対象とすることがができる施設を定めるよう検討してはどうか。</p>	<p>保育の受け皿確保に当たっては、一定の保育の質が確保されている認可保育所を中心とした整備していくことが必要と考えており、保育の受け皿確保と保育の質の確保を「車の両輪」として取り組む必要がある。</p> <p>一次回答でも述べたとおり、寄託的保育事業等における連携施設の設定は、代替保育の提供や連携施設を担う機関の運営や保育の質の向上の面で課題で認識されており、改めて改めてある。また、この保育の質が確保された認可保育・幼稚園、認定こども園が担うことが望ましいと考えているが、連携施設の設定状況の実態等を踏まえ、そのあり方にについて、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行後5年の見直しの中で検討してまいりたい。</p>	

内閣府 各府省からの第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例
275	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	家庭的保育事業者による連携施設の確保について、経過措置期間の延長	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準により、各家庭的保育事業者は家庭的保育事業等の設備及び運営について、経過措置期間の延長について、長期間的な視点により待機児童対策に取り組み、受け皿の確保を進めることができる。家庭的保育事業者は、(1)保育者の支援、(2)代替保育の提供、(3)卒園後の受け皿の設定について、連携施設といふの適切な確保が義務付けられている。	経過措置期間の延長に伴い、3歳児の定員増等について、長期間的な視点により待機児童対策に取り組み、受け皿の確保を進めることができる。	児童福祉法第34条の16第1項および第2項、家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準第6条、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第6条	内閣府、厚生労働省	特別区長会	一	盛岡市、仙台市、須賀川市、神戸県、豊田市、大府市、神戸市、西宮市、倉敷市、那鹿市	〇本市においても卒園後の受け皿確保に向けた連携施設開設に取り組んでいたが、受け皿の確保が進まなかったため連携施設の運営が困難となっていた。〇本規定については、平成32年3月31日までの経過措置が設けられており、各区市町村では、国の施行通知の考え方を踏まえつつ、積極的な開拓・調整を行っているところである。 しかし、特に「卒園後の受け皿」とは、連携候補先の大半を占める保育所および認定こども園の利用調整を市町村において実施しているため、家庭的保育事業者らは地域でできる限りの取組みを行っており、また、市町村において認可保育所の受け皿と定員を合わせての受け皿が誕生している。このようにして、家庭的保育事業者が、経過措置期間中に連携施設を確保することができ、結果として事業認可の取消(それに伴う定員負担の減少等のサービスの低下)が生じる恐れがあり、経過措置の延長が必要である。	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)附則第3条に規定する特例措置の延長については、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行後5年の見直しの中で検討することとしている
276	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	幼保連携型認定こども園の保育教諭は幼稚園免許允可是も認可申請の際に必要な資格でないことを認めることによる保育士資格の供給をめぐる問題の見直し	平成32年度以降は幼保連携型認定こども園の保育教諭は幼稚園免許允可是も認可申請の際に必要な資格でないことを認めることによる保育士資格の供給をめぐる問題の見直し、幼稚園教諭免許と保育士資格の併有要件は、幼稚園教諭免許と保育士資格の両方の免許・資格を有することである。	今後、保育料の簡便化などにより、保育需要が一層高まることが予想される「就学前の子どもに関する保育のための新規の取扱い」に係る新規の取扱いを実現するに向けた「幼稚園教諭認定こども園の新設及び移行の統合的な提供の推進に関する法律」(平成18年6月15日法律第77号)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	九州地方知事会共同提案(事務局:大分県)	旭川市、仙台市、須賀川市、福井県、山形県、鳥取市、兵庫県、奈良県、大阪府、京都府、滋賀県、福井県、富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県、高知県、徳島県、香川県、熊本県	〇現在まで保育士は幼稚園教諭免許を有せば、保育士免許に準じて保育士としての職業活動が可能であるが、幼稚園教諭免許だけでは、保育士免許に準じて保育士としての職業活動が不可能である。 〇本規定は、認定こども園団体、自治体関係者等が構成員となっているが、5月28日の会議の場では、本特例を延長して欲しい旨が述べられている。 今後、引き続き、同会議において議論を行い、その方向性を定める予定である。	子ども・子育て支援新制度におけるいわゆる「5年後見直し」については、平成30年5月28日に開催した子ども・子育て会議において議論が開始されたところであるが、検討項目として「幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格の特例」を挙げて検討が行われている。 同会議は、認定こども園団体、自治体関係者等が構成員となっているが、5月28日の会議の場では、本特例を延長して欲しい旨が述べられている。		

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
275	<p>○経過措置の延長の可否は、家庭的保育事業者等にとっては、事業運営の見通しを立てる上で喫緊の問題であり、早期に経過措置を延長する旨を示すべきではないか。</p> <p>○経過措置期間の延長を求めるにあたり、主たる支障事例は、市町村が積極的な開き・役割を果たしているにも関わらず、年間後の受け皿の確保が困難なことである。見直しの検討にあたっては、市町村の実態を踏まえていただきたい。</p>	-	<p>【神奈川県】</p> <p>【全国知事会】</p> <p>家庭的保育事業者等による連携施設の確保及びその経過措置については「従うべき基準」とされており、「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するものではなく、重要性の高い場合は、地方分権改革推進委員会第三次勧告の趣旨を踏まえ参照すべき基準等へ移行すべきである。</p> <p>なお、「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施設が講じられることを達成させるためのものである。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	-	<p>○辛園後の受け皿としての連携施設の拡充について</p> <p>○連携施設は一定の保育の質が担保された保育園、幼稚園、認定こども園が担うことが望ましいため、対応が困難であるとの回答だが、地方公共団体が一定の基準を満たすと認める認可外保育園、認定こども園等の地方分権改革推進委員会第三次勧告の趣旨を踏まえ参照すべき基準等へ移行すべきである。</p> <p>○平成28年の対応方針で辛園後の受け皿に係る認可要件は緩和されたものの、引き続き多くの地方公共団体が受け皿に係る連携施設の確保の見込みが立たない中、経過措置の是正を行なうため、辛園後受け皿に係る連携施設の対象を拡充することが必要ではないか。</p> <p>○多くの家庭的保育事業者等において、連携施設の確保に苦慮している保育園が受け皿拡充と保育の質の確保に取り組むために、当然に延長されるべきではないか。</p> <p>○家庭的保育事業者等にとって、経過措置の延長の可否は事業運営の見通しを立てる上で非常に大きな問題であるため、早期に経過措置を延長するか否かの旨を示すべきではないか。</p>	<p>一次回答のとおり、設備運営基準附則第3条に規定する特例措置の延長については、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行後5年の見直しの中で検討することとしているが、子ども・子育て会議における議論の状況も踏まえつつ、可能な限り速やかにその方針をお示したい。</p>	
276	<p>○提案が実現しながら場合の具体的な意見。</p> <p>○開設団体からも実現を望める声</p> <p>本件については、自治体だけでなく、教育・保育の業界からも延長を求める声が強く出されており、内閣府子ども・子育て会議の議事録や資料を参照しても、経過措置を延長させなければ多大な支障が生じることは明白である。</p> <p>○大部分の実情</p> <p>大部分では、保育団体等とも連携し、分包更新講習を受講できるよう養成校等に新たな訓練を施されている。これ以上の受講員増加は大変厳しい状況にある。現行の分児教育・保育体制を確保するためには、未承認者に計31年集中に地場や通信教育での受講を加速度的に求めざるを得ないが、早期に経過措置の延長が認められれば、両資格保有に向けた計画的な対応が可能となるため、速やかに延長する旨を公にしていただきたい。</p> <p>○潜在保育士の活用も可能</p> <p>また、経過措置の延長が早期に決定されれば、現在勤務している保育教諭の救済だけではなく、潜在保育士に対しても32年度以降の更新講習の受講機会が確保されることから、施設としても未承認者への保育士の採用を躊躇する要因が当面なくなり、潜在保育士を即戦力として活用することができる。</p> <p>○他団体提案の実現。</p> <p>加えて、幼稚園教諭又は保育士のいずれかの資格しか有していない保育教諭の特例措置についても、豊中市(管理番号194番)や館山市(管理番号230番)が指摘しているように今後文陣が生じ得る状況である。本件と併せて適切な措置を講じ、保育教諭が就業しやすい環境を確保していくべきだ。</p>	-	-	-	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○今後、引き続き、子ども・子育て会議において議論を行い、「その方向性をめぐら」という次回だっただけが、依然として多くの養成校等の養成員の確保に課題がある現状のままでは、子ども・子育て会議においても、多くの教育・保育業界団体から延長を望む声が立ちあがれれば、当然措置すべきではないか。</p> <p>○今後の議論のスケジュールを示すとともに、早期に経過措置を延長する旨を示すべきではないか。</p>	<p>次回の子ども・子育て会議において、現状等を踏まながら、「幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格の特例」等についての見直しの方向性について議論を行う予定である。</p>

内閣府 各府省からの第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例
290	B 地方に対する規制緩和	その他	住民が負担を感じることのない、マイナーバーカードの交付事務については法定受託事務となっており、全国の市町村が実施する。しかし、免許証と同様に公的な身分証となるため、カードの交付に際しては、本人確認を要するが、本人が病院や障害等により来庁できない場合に認められる代理人の交付手続に変更はない。	【制度改正の経緯】 ①交付時来庁方式において代理人が来庁し、顔写真付きではない身分証を提示した場合は、カードの交付が不可能となる。 ②新たな交付方法として、マイナーバーカード交付における一部の事務を、郵便局(郵便局員)で行うことが出来る方式を策定する。 現状、入院等でゆむを得ず来庁出来ない場合は、申請者の代理人が必要書類を窓口で提示することで、カードの交付を行っているが、代理人が提示する必須書類において、申請者自身の顔写真付身分証がない場合、交付が出来ない。 そのため、代理人が本人確認を行ふことは可能となるよう、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律に当該事務を追加するなどの要件に当該事務に關する事務の適用範囲を定めることから、マイナーバーカード交付における新たな方法の在り方を検討する必要がある。	市区町村の事務の効率化(住民負担の軽減)に資する。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第13条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第13条～第16条 通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領第3-2-(1)-(エ)(イ) 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律 第二条	内閣府、総務省	大村市	一	ひたちなか市、柏原市、川崎市、多治見市、八尾市、宇和島市、北九州市、筑後市、芦屋町、島原市	○個人番号カードの交付については、施設入所や入院中に、高齢者本人の代理でこの時、本人には来れない一歳以上の子供が来れることが多い。 ○免許証に対する個人番号カードの交付は、原則として申請本人が来庁することによって、顔写真、氏名、住所、生年月日、性別等に対する個人番号カードの記録事項が申請本人と一致することを確認することが必要であるが、申請者本人がやむを得ない理由で来庁できない場合に限り、代理人が当該申請者本人の顔写真付きの本人確認書類を持参することを求めるという例外的な措置を認めている。 個人番号カードは顔写真付きの身分証明書として本人の顔写真を公示するため、当該申請者本人の顔を必ず一度は確認しなければならないものであるが、その例外的な措置として認めている代理人の来庁による申請者本人の顔写真の確認さえもしないつく。また、個人番号カードの記録事項が申請本人と一致することを確認するための提出を受けるばあいにも、本人の顔写真と一緒に提出するが、申請者本人の顔写真を用いて本人確認を行っている。 個人番号カードは顔写真付きの本人確認書類が必要である。また、本人限定郵便においては、郵便局員が本人確認書類を提出するが、申請者本人と代理人とも顔写真付き本人確認書類を用いて本人確認を行っている点ではないことから、適切ではない。 個人番号カードの本人確認は、個人番号カードの発行者である市町村が後々まで本人であることを証明するためのものであり、発行者としての責任を負うことができない郵便局(郵便局員)がこれを行うことは困難と考えている。	

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
290	<p>○郵便局(郵便局員)に一部の交付手続を行わせる場合、個人番号カードの本人確認について は、代理人が持参した身分証の複数枚を市町村が行い、カードの顔写真と受領者の同一性の確 認のために、郵便局が顔写真と市町村のデータベースにて登録された顔写真を確認することで、これ が市町村の代理として責任を負うものであることを示すものである。</p> <p>○病気や障害など、やむを得ない理由で市町村へ交付する条件も満たせない 住民が発生することは制度開始から想定されたものからもかからず、対応方法が検討されていない カード普及を推進するのではなく、住民への個別訪問といった職員のマハワーに頼る方法だけ ではなく、住民が円滑に交付を受ける方法を創設すべきであるため、再検討を求める。</p> <p>○なお、郵便局方式を導入するにあたっては、「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取 扱いに関する法律」や「行政手続における特定期の個人を識別するための番号の利用等に関する法 律」、さらには「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」の改正が必要となると思料 していることから、併せてその改正についても検討を求める。</p>	-	-	-	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>	<p>○ 総務省において、 マイナンバーカード交付時ににおける本人目視及び顔認証システムで行う本人確認は、裁量的判断を 必要としない事務手続であるから、原則として委託する。郵便局が行うべきではないが、 放送事業者等の民間委託の事例においては、運営者が市町村を負担して反対を拒否する仕 組みを参考に、市町村から委託を受けた郵便局員が行った顔認証システムでの認証のデータが 市町村のデータベースに格納され、市町村がマイナンバーカードを交付した相手とともに同一性 を確認できれば、マイナンバーカードの発行については市町村長が責任を負うことになるため、郵 便局におけるマイナンバーカードの交付が可能となるのではないか。 個人番号カードの顔写真付きの身分証明書として本人の顔写真を公証するため、当該申請者 本人の顔を必ず一度は確認しなければならないものであるが、その例外的な措置として認めてい る代理人の仕組みにより技術的な安全が確保されると考えられる上、郵便局員の行う顔認証を 同時に転記して市町村が確認する形であり、あるいは市町村がテレビ電話で本人確認を行なうス テムを導入して市町村が確認する形などによることに、住民が最も近い郵便局でマイナンバーカードの申請から 交付まで行うことが可能とするべきではないか。</p> <p>○ 内閣府(番号制度担当室)において、マイナンバーカードが普及しやすいシステムをつくる観点 から、マイナンバーカード交付時の本人確認における顔認証システムの活用、テレビ電話等の新 技術の活用等により、住民が最も近い郵便局でマイナンバーカードの申請から交付まで行うことを 可能とするべきではないか。</p> <p>○ 証明書類の発行者である市町村が後々まで本人であることを証明するためのものであること とを証明するためのものであることから、必要に応じ、複数職員による目視での確認や本人確認書 類を手にとって偽造、変造の有無の確認、適宜質問等を行うなどの様々な手法を組み合わせて 実施していくこととする。これは現行の行政手続でも行われているものである。このよほん本人確認を行 うとしている。郵便局(郵便局員)にこまちを行なう行政手続がある。</p> <p>○ 指摘の枚書裏面確認業務について、道路交通事故上、放置車両確認機の登録・公安委員 会による監督のほか、駐車監視員資格者となるとする者の講習・資格審査の交付などの制度 を整備したこと、放置車両の確認及び枚章の交付を民間委託できることとしているものである が、前述のとおり、本人の顔写真のみの公証という個人番号カードの性質、その発行のための様々な 手法を用いて厳格な本人確認は、放置車両の認証の確認とは異なるものであり、仮に同様の制度 を実現するとしても、現状では実現するところはないものである。</p> <p>○ 申報通報審議会、①公務員の行為に該当しない業務のうち、郵便局で実行できるものの範囲を明確化する、②地方自治体職 員が郵便局に勤務せざるもの、ICカード活用を導入して適切な管理を行うことを可能とするために、ど のような方法があるのか検討する。等、この二つに応える業務委託のあり方を検討し、地方自治 体がこれまで以上に窓口事務を郵便局に委託することを可能とする環境の整備を行っていくことも 考えられる。その際、①・②の取組を行った上で、制度面の課題があれば、見直しの必要性を含め て検討することも考えられる。と合規が行われていることを踏まえ、今後、郵便局による行政サー ビスの補完を検討していくが、個人番号カードの交付について郵便局がどのようなことができる のかについても検討していきたい。</p>	【について】 代理人に対する個人番号カードの交付は、原則として申請者本人が実行することによって、顔写 真、氏名、住所、生年月日、性別等の個人番号カード記録事項が申請者本人と一致する。と被 任者による民間委託の事例においては、運営者が市町村を負担して反対を拒否する仕 組みがあるが、申請者本人がやむを得ない理由で実行できない場合に限り、代理人 が当該申請者本人の顔写真付きの本人確認書類を持ちすることである。という外的な指針を 認めていた。個人番号カードの顔写真付きの身分証明書として本人の顔写真を公証するため、当該申請者 本人の顔を必ず一度は確認しなければならないものであるが、その例外的な措置として認めてい る代理人の仕組みにより技術的な安全が確保されると考えられる上、郵便局員の行う顔認証を 同時に転記して市町村が確認する形であり、あるいは市町村がテレビ電話で本人確認を行なうス テムを導入して市町村が確認する形などによることに、住民が最も近い郵便局でマイナンバーカードの申請から 交付まで行うことが可能とするべきではないか。 【について】 個人番号カードの本人確認は、個人番号カードの発行者である市町村が後々まで本人であることを 証明するためのものであることから、必要に応じ、複数職員による目視での確認や本人確認書 類を手にとって偽造、変造の有無の確認、適宜質問等を行うなどの様々な手法を組み合わせて 実施していくこととする。これは現行の行政手続でも行われているものである。このよほん本人確認を行 うとしている。郵便局(郵便局員)にこまちを行なう行政手続がある。

内閣府 各府省からの第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
297	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	指定難病及び小児慢性特定疾患医療費制度の事務処理におけるマイナンバーによる情報連携項目の追加	マイナンバーによる情報連携により取りがなくなることで、大幅な時間短縮が図られるほか、情報連携の提供情報ではないため、保険者と被保険者によるやり取りをしなければならない。 また、医療受給証の発行が早まることで、患者もより早く医療費助成を受けられ、手間と時間がかかるほか、保険者からの返送があるまで医療受給者証を交付することができ、マイナンバーによる情報連携によって手続きが不要になるなど、患者や家族の利便性の向上につながる。	郵送によるやり取りがなくなることで、大幅な時間短縮が図られるほか、情報連携の提供情報ではないため、保険者と被保険者によるやり取りをしなければならない。 また、医療受給証の発行が早まることで、患者もより早く医療費助成を受けられ、手間と時間がかかるほか、保険者からの返送があるまで医療受給者証を交付することができ、マイナンバーによる情報連携によって手続きが不要になるなど、患者や家族の利便性の向上につながる。	健康保険法施行規則第90条の2 (国民健康保険法施行規則第27条の2) ・ ・児童福祉法第19条の3 ・ ・児童福祉法施行規則第7条の2 ・ ・被保険者の権利に対する医療費支給に関する法律第7条第4項 ・ ・難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第25条 ・ ・行政手続における特定の届出を除くものとされるものの審査の用印等に関する法律第19条第7号及び別表第一の9の項及び119の項	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省	柏原市	-	秋田県、群馬県、川崎市、新潟市、石川県、長野県、静岡県、愛媛県、香川県、神戸市、山口県、山形県、高知県、熊本県、大分県、宮崎県	○本県においても、医療受給者証に「所得区分」を記載することは、保険者への照会を始め、大きな負担となっている。 また、所得区分によっては、公的負担の削減効果が不明確であるため、まずは「所得区分についての情報連携が実現され、その上で必要があれば、情報連携に向けて所要の対応を検討する。 【財務省、文部科学省、厚生労働省】	内閣府、経済省】 まず、厚生労働省において、児童福祉法による小児慢性特定疾患医療費及び難病の患者に対する医療等に関する法律による特定期限内に、原則に限りなく、各府省から提出される所持区分に関する情報のマイナンバーによる情報連携の必要性や当該事務の効率化についての意見を聞き、意見が得られ、その上で必要があれば、情報連携に向けた所要の対応を検討する。 【財務省、文部科学省、厚生労働省】	
300	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害救助法の事務処理に必要な書類の統一化及び記載内容の簡素化	災害救助法で定められている「救助事務の処理に必要な帳簿式」は多岐にわたり、作成に多くの時間を要するものとなっていた。 また、書式の内容も複雑なのが多く、例えば監査を受ける際の資料について、個々ごとや日ごとに作成しなければならず、作業量が膨大であった。特に生活必需品の「輸送記録簿」(「いつどごに」「誰の分を」「いくらで届けたかを記録しないか」)は災害救助を行なう場合、日々の記録作業に追われるとして、迅速な救助活動に支障をきたしている。 【別】 避難所設置費用を例に挙げると、様式で購入した物の品名・金額を記載し、様式7では避難所ごとの支出額を記載する必要があるが、避難所ごとの支出額が必要であれば、様式7は省略できるのではないか。 また、混用時ににおいて、現場(避難所等)で物品の受け払い等を細かく管理するには現実的困難であり、特に単価が小額かつ複数が多くなる内容の救助項目(骨格、19等)については、総括的な内容を記載すれば足りるよう簡略化していくべきだ。	災害救助法の事務処理に必要な書類の統一化及び記載内容の簡素化を行うことにより、帳簿式作成に要する手間や記載ミスが減ることにより、災害救助業務に集中できる。	災害救助法・局長通知	内閣府	指定都市市長会	-	ひたちなか市、石川県、山県市、田原市、北九州市、宮崎市	○現在、災害救助法における「救助事務の処理に必要な帳簿式」は多岐にわたっており、作成に多くの時間を要するものとなっていたため、内容の簡略化をお願いすると共に、各様式に明確な記載例を明示いただきたい。災害の有無に関わらず、事前に周知していただけたら。 ○日本地震の災害救助に係る復旧について精算を実施して39件の確認依頼事項があり、その回答のため、担当部署ではなく、医療機関等にも個々の納付書やレシートの写しの提出が求められた。 ○現在、災害の規模、悲惨、発生場所により、必要な救助の内容や量に違いが生じるものであり、それぞれの災害において、実施した救助の内容について、適切に経費が執行されたのかを一定程度確認する必要がある。 一方、迅速かつ円滑な災害救助に資するため、災害救助法の事務処理に必要な書類の見直しについて検討してまいりたい。 ○各経済産業省の災害救助用区分(「所得区分」)の郵送での照会に週間ほど要しており、情報連携が可能となるため、マイナンバーによる情報連携の提供情報ではないため、保険者証の発行が望まれたため、患者や家族の利便性の向上につながる。 ○現在、災害救助用区分(「所得区分」)は保険者に郵送で確認しているが、マイナンバーによる情報連携の実現により、郵送での確認が可能となる。そのため、災害救助用区分(「所得区分」)の郵送が可能となる。 しかしながら、所得区分(「所得区分」)の記載を必須とする本制度の根本的な見直し、廃止については、從来から要望しているもの。 ○経済産業省の災害救助用区分(「所得区分」)の郵送での照会に週間ほど要しており、情報連携が可能となるため、大綱な災害改善が見込まれる。 ○所得区分の記載は、保険者と郵送によるやり取りをしたり、手間と時間がかかることがあることから、マイナンバーによる情報連携が収束可能となり、事務の簡素化、適正化に繋がることから、マイナンバーによる情報連携が実現される。	○災害救助法による救助の実施については、法令及び交付要領によるほか、円滑な救助の実施のため、災害救助法による救助の実施について(昭和40年5月11日厚生省社会局長通知)によることとされているところ。 ○災害の規模、悲惨、発生場所により、必要な救助の内容や量に違いが生じるものであり、それぞれの災害において、実施した救助の内容について、適切に経費が執行されたのかを一定程度確認する必要がある。 一方、迅速かつ円滑な災害救助に資するため、災害救助法の事務処理に必要な書類の見直しについて検討してまいりたい。	

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
297	本市としては、現行の保険者照会の事務手続きについては、これまで回答してきたとおり、多くの問題点があり、これを解消することが喫緊の課題であると認識していることから、検討に要する時間について期限を設定するなど、スピード感をもって対応していただくとともに、実施について前向きな対応をお願いしたい。	-	-	-	<p>【全国知事会】 マイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、行政分野や民間における利活用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報にはじめ重要な役割を果たすなどく検討を進めることが、また、検討に当たっては、地方側で十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>	<p>【生活保護の実施等の事務手続におけるマイナンバーの情報連携場目の追加】 ○ 内閣府(番号制度担当室)及び厚生労働省において、 提案団体外の生活保護受給者と同一の所得区分情報を有する場合に、生年月日・性別・生年月日申請時に、労働者災害補償保険法における被扶養者等による情報連携を認めていること ○ 各都道府県の所得区分情報を用いてのマイナンバーによる情報連携を行う場合の事務フローを検討してほしい。労働者災害補償保険法による障害補償年金・傷害補償年金のシステムに、障害補償年金・傷害補償年金・傷病補償年金以外の労働者災害補償年金のシステムに、障害補償年金・傷害補償年金は、従来どおり郵送による連絡を行う必要があり、情報連携による新たな事務と従来の事務を行って行うことによりかえって事務が複雑になること等の課題が懸念されているところ。 これらを踏まえ、地方公団体及び保険者における円滑な事務処理に配慮しつつ、申請に係る事務負担を軽減できるよう、情報連携以外の対応にも含め、関係部局で協力しながら検討を行つ。</p> <p>【指定難病及び小児慢性特定疾患医療費助成制度の事務処理におけるマイナンバーによる情報連携項目の追加】 ○ 内閣府(番号制度担当室)及び厚生労働省において、 ・ 指定難病及び小児慢性特定疾患医療費助成制度の事務処理で、マイナンバーによる情報連携を行う場合に、被扶養者等による情報連携を行う場合の事務フローを検討してほしい。 ○ 各都道府県の所得区分情報を用いてのマイナンバーによる情報連携を行っている保険者が保有する、特定難病の交付者から導き出される本提高の効果の推計などを比較するなどして、保険者負担等をマイナンバーによる情報連携の対象とすべきではないか。 ・ 提案団体が示す支障事例を踏まえ、事務フローの見直しを図るべきではないか。</p> <p>【指定難病及び小児慢性特定疾患医療費助成制度の事務手続におけるマイナンバーによる情報連携項目の追加】 ○ 内閣府(番号制度担当室)及び厚生労働省において、 ・ 指定難病及び小児慢性特定疾患医療費助成制度の事務手続で、マイナンバーによる情報連携を行う場合に、被扶養者等による情報連携を行う場合の事務フローを検討してほしい。 ○ 各都道府県の所得区分情報を用いてのマイナンバーによる情報連携を行っている保険者が保有する、特定難病の交付者から導き出される本提高の効果の推計などを比較するなどして、保険者負担等をマイナンバーによる情報連携の対象とすべきではないか。 ・ 提案団体が示す支障事例を踏まえ、事務フローの見直しを図るべきではないか。</p>	
309	災害時の救助実施は、迅速性が最も優先されるべきであり、被災自治体が応急救助を諒諭無く円滑に実施できるようにすることが重要である。また、大規模災害では、応急救助後も被災者支援や復旧・復興に関する事務が膨大に発生し、被災自治体は長期にわたり対応に追われるを考えると、迅速な被災者支援のために、被災自治体の負担をできるだけ軽減する必要があります。 適切な経費の執行について一定限度の内容確認が必要であることは理解できるが、災害時という特殊な状況に鑑み、事務処理に必要な書類は極力数を減らし、内容を簡素化することが望ましいと考える。	-	-	-	<p>【全国知事会】 大規模・広域・複合災害への迅速な対応を図るために、国の財政支援における地方自治体の事務手続きの簡素化など必要な見直しを行うこと。 【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>	<p>災害救助法による救助の実施について、必要な様式は交付要綱等により定められているところ。 ○記載すべき項目は、国費を使用するにあたって必要な情報であるとの認識。 ○ご指摘の様式については、迅速な救助対応に支障をきたすことの無いよう検討したい。</p>	

内閣府 各府省からの第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等))	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野								団体名	支障事例	
316	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	介護保険被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証の交付及び再交付申請における個人番号記入の見直し	介護保険法施行規則に定める被保険者証、負担割合証等の交付・再交付の申請や、氏名・住所等被保険者情報の変更届出書等の提出に際しては、年月日等に記入する欄に「マイナンバー」を記入する旨の周知徹底が求められる。個人番号記入における個人番号の記入を求める規定を見直すこと	・手続きが従来どおりとなり、高齢者及び代理申請する介護事業者、および自治体窓口担当者の負担が軽減される。	介護保険法 介護保険法施行規則 行政手続における特記事項を定めるための番号の利用等に関する法律	内閣府、厚生労働省	今治市 【提案趣旨に賛同】 島和島市、新居浜市、西条市、米沢市、浪江町、石南町、伊予市、喜多郡喜多町、江川町、大洲市、宇和島市、四国中央市、西条市、土佐町、温井町、久万高原町、伊方町、板野町、内子町、鬼北町、愛南町	盛岡市、滝沢市、米沢市、浪江町、石南町、伊予市、喜多郡喜多町、江川町、大洲市、宇和島市、四国中央市、西条市、土佐町、温井町、久万高原町、伊方町、板野町、内子町、鬼北町、愛南町	○介護保険法施行規則において、介護保険被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証の交付・再交付の申請や、氏名・住所等被保険者情報の変更届出書等には住所、氏名、生年月日、個人番号、郵便番号(マイナンバー)を記入するよう求めているが、既に被保険者登録時に個人番号を記載しているが、間に被保険者情報を有する者が対象であることから改めてマイナンバーを収集する必要はない旨が説明できない。 ・マイナンバーの普及によってはマイナンバーカード等による本人確認を行う必要があるが、介護保険関係の手続きは当事者が要介護の高齢者であることから、マイナンバーの普及が困難な人や本人確認書類を所持しない人も多く、窓口での説明や手続きを複数回行う必要がある。 ・マイナンバーの普及によってはマイナンバーカード等による本人確認を行なうことで、高齢者等の手続きが複数回必要となることから、マイナンバーの普及が困難である。 ・介護事業者が代理申請する場合においては、マイナンバーの管理や代理申請の条件が厳しく負担が大きいことから、マイナンバー欄は空欄にする例が多く見られ、市が職権で記入する事務が生じている。	[内閣府] まず、厚生労働省において、提案の事務の処理におけるマイナンバー利用の必要性を確認・整理した上で、同省と連携しつつ検討する。 [各府省] 既存の個人番号	

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
316	被保険者証等の交付や再交付の手続に必要な被保険者の情報は、既に市が保有している情報であり、改めて個人番号を利用する必要がないものである。また、個人の特定についても、住所、氏名、生年月日から容易に特定が可能である。申請者に高齢者が多く、個人番号の管理ができるないケースも多く見られるため、住所、氏名、生年月日で個人が特定できる場合は、個人番号の記入を必須としない等の柔軟な対応をしていただきたい。	-	-	-	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>	<p>○ 内閣府「番号制度担当室」において、税分野のマイナンバー利用ではワンストップ原則に従って申告等の手続と併せて個人識別番号として導入されている趣旨からすれば、個人を識別・特定（本人確認）するため、原則として、申請書にはマイナンバーが記載されるべきものでない旨を記載する方針である。一方、個人番号の記入を希望する場合は、マイナンバー記載の手続でワンストップ原則に該当するものについては、マイナンバーの記入は不要とすべきではない。</p> <p>・ 通知カードだけではありますしを記入せず、郵便行事務の本人確認手段として不十分であることは、運転免許證等の本人確認書類も必要となるが、逆に運転免許證等の本人確認書類があれば、なりすましの防止が可能であるため、マイナンバーの記入は不要とすべきではない。</p> <p>・ 全国健康保険協会の健康保険被保険者証の再交付申請では、被保険者証の記号番号を記入した場合にマイナンバーの記入を不要としているところ、国民健康保険証の再交付申請についても同様の対応とすべきではない。</p> <p>○ 厚生労働省においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マイナンバーによる情報連携は、有効期限のない証を除き、最初の発行事務手続のものを使用すれば必要十分であり、再発行事務において再度マイナンバーの記入を求めるることは不要とすべきではない。 ・ マイナンバーによる情報連携が行われない申請書類にマイナンバーを記入するし、地方公共団体、医療機関等が各自でマイナンバーの記入は不要としているところ、マイナンバーの記入は不要とすべきではない。 <p>このため、各部の再交付の申請についても、マイナンバー制度と同等の本人確認を法令上担保し上で、マイナンバーと被保険者番号の連携記載（マイナンバー記載の義務づけ強化）を可能とする方向で検討したい。</p> <p>検討結果に基づく具体的な措置のスケジュール等については、事務処理に支障が出ないよう、地方公共団体における運用の実態等も踏まえつつ、実施してまいりたい。</p>	○ 介護保険制度については、関係府省と協議した結果、次のとおり検討している。 ・マイナンバーが税・社会保険共通の個人識別番号として導入されている趣旨からすれば、個人を識別・特定（本人確認）するため、原則として、申請書にはマイナンバーが記載されるべきものでない旨を記載する方針である。一方、個人番号の記入を希望する場合は、マイナンバー記載の手続でワンストップ原則に該当するものについては、マイナンバーの記入は不要とすべきではない。 <p>・ 通知カードだけではありますしを記入せず、郵便行事務の本人確認手段として不十分であることは、運転免許證等の本人確認書類も必要となるが、逆に運転免許證等の本人確認書類があれば、なりすましの防止が可能であるため、マイナンバーの記入は不要とすべきではない。</p> <p>・ 全国健康保険協会の健康保険被保険者証の再交付申請では、被保険者証の記号番号を記入した場合にマイナンバーの記入を不要としているところ、国民健康保険証の再交付申請についてもこれと同様の対応とすべきではない。</p>